慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	再論:タシロ三世 ベヒァー著「誓約と支配」に関連して : 歴史的地域研究試論
	Noch einmal Tassilo III. im Zusammenhang mit M. Bechers "Eid und Herrschaft" : ein qeschichtlich-landeskundlicher Versuch
Author	森田, 茂(Morita, Shigeru)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2001
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. ドイツ語学・文学 No.32 (2001. 3) ,p.1- 71
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032 372-20010331-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

再論:タシロ三世 ベヒァー著「誓約と支配」に関連して

——歷史的地域研究試論——

森 田 茂

はじめに

Matthias Becher 著「誓約と支配」」は「カール大帝の支配者ェトスの研究」を副題としていることから分るように、フランク王国国王カール大帝の言動を探る中で、バィエルン太公タシロ3世追放問題及びそれに密着するカール大帝の支配者としてのエトスを論じている。その詳細については本稿2.で扱うとして、最初に本稿1.でフランク王国の「伝声管」と目される「フランク王国年代記」等に従いつつ、カール大帝とタシロ3世のかかわりを整理する。最後に本稿3.でフランク王国に呑みこまれて行くバィエルン太公国の姿を纏め、これを「慶應義塾大学日吉紀要:ドイツ語学・文学」第28号所載の筆者による論攷「タシロ三世とカール大帝」(S.1-55)への補筆とする。

1. タシロ3世とカール大帝のつながり

血縁関係から言うと、 バィエルン太公タシロ 3 世 Tassilo III. (*741?, 在位

¹⁾ Matthias Becher, Eid und Herrschaft. Untersuchungen zum Herrscherethos Karls des Großen, in: Vorträge und Forschungen, hg. von Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Sonderband 39, 1993, Jan Thorbecke Verlag, Sigmaringen (以下「誓約と支配」と省略).

748-788、 †794 以後)の母ヒルトルード Chiltrud は、フランク王国国王カール大帝 Karl der Große 或いは Carolus Magnus Rex(*747?,在位 768-皇帝 800-†814)の父でメーロヴィング家宮宰からフランク王国王位を簒奪したピピーン Pippin der Jüngere 或いは Pippin III.(*714/716?,741 宮宰-751/52 フランク王国国 王-†768)と兄妹の関係にある。従ってタシロとカールは従兄弟同士で,一時期,770-772 年の間,両人は,その妻が姉妹であったため,義兄弟でもあった。 彼ら両人の祖父がメーロヴィング家宮宰カール・マルテル Karl Martell(*689?,宮宰 714?-†741)である。しかしその後,両人の間に宿命的な激しい骨肉の争いが生まれ,結局カールがタシロを文字通り排除する。そこに至る過程を主としてフランク王国の公式記録文書「フランク王国年代記²」」、「アィンハルドのと言われる年代記³」」及び「フレーデガル編年誌続編⁴」」等に基づき年号順に概述して置こう。

²⁾ Annales regni Francorum, ed. von Georg Heinrich Pertz, in: Monumenta Germaniae Historica (以下 MGH と省略), Scriptores rerum Germanicarum (以下 SS と省略), 1895, Hannover. 羅独対訳書: Die Reichsannalen, in: Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters. Freiherr vom Stein-Gedächtnisausgabe, hg. von Rudolf Buchner (以下 FvS と省略), Bd.5, Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte, 1. Teil, neubearbeitet von Reinhold Rau, 1955, Wissenschaftliche Buchgesellschaft E. V. Darmstadt. (以下「フランク王国年代記」を「王国年代記」と省略)。この書には註3の「所謂アィンハルド年代記」の一部が付加されているがタシロ3世に関する部分は付加されていない。

³⁾ Annales qui dicuntur Einhardi, ed. von Georg Heinrich Pertz, 註2の MGH SS, 1895, Hannoverに併載、「アィンハルドのと言われる年代記」(以下「所謂アィンハルド年代記」と省略)。この年代記について註2の書の校閱者 Friedrich Kurze は,アィンハルドの手に成るものではない,とし,現在ではその説が大方の研究者の支持を得ている。この年代記の記者は未だ特定されていない。

⁴⁾ Chronicarum quae dicuntur Fredegarii scholastici libri IV cum continuationibus, in: FvS, Bd.4a, Quellen zur Geschichte des 7. und 8. Jahrhunderts, unter der Leitung von Herwig Wolfram, 1982, Wissenschaftliche Buchgesellschaft Darmstadt. 「フレーデガル編年誌とその続編四書」。「フレーデガル編年誌」には第 2, 第 3, 第 4 編年誌と続編がある。本稿で主として引用されるのはその続編(以下「編年誌続編」と省略)。

〈**748 年**〉 ピピーンは彼の温情に基づき per suum beneficium⁵⁾ タシロをバィエルン太公に任ずる (「王国年代記」)。

〈755 年〉 タシロはフランク王国の五月総会に参加する (Ann. Mosl.⁶)。

〈756年〉 タシロはピピーンのランゴバルド戦役に従軍する(「編年誌続編」)。

〈**757 年〉** 16 歳になったタシロはコンピェーニュでピピーン及びその二人の子息カール(後の大帝),カールマンに託身⁷⁾を伴う誠実誓約 Treueid,つまり家臣誓約 Vasalleneid を行なう。タシロの家臣も彼らに同様の誓約を行なう(「王国年代記」)。

(763年) タシロは、ピピーンの率いる第4次アキタニア戦役に参加すべくピピーンの本陣に赴くものの、邪悪な考えを抱いてバィエルンに帰ってしまう。タシロは、ピピーンとは二度と顔を合わせたくない、と言う(「王国年代記」)。彼は病気を口実にした(「所謂アィンハルド年代記」)。

〈778 年〉 バィエルン軍がカール大帝のスペイン戦役に参加する(「王国年代記」)。

〈781 年〉 タシロはヴォルムスにいるカール大帝の許に出頭, 諸種誓約を更新し,選りすぐりの人質 12 人を差し出す。「王国年代記」にはこの記述の直後に「しかし前述のタシロ太公は行なった誓約を長くは守らなかった」との言葉が見える(「王国年代記」)。この折,タシロに二つの王宮インゴルシュ

⁵⁾ beneficium の訳語としては「封士」「温情」が考えられるが、ここでは「温情」を当てておく。本稿 9 ページ参照。

⁶⁾ Annales Mosellani, ed. von Georg Heinrich Pertz, in: MGH SS Tom.I, 1826, Hannover.

^{7) 「}世界大百科事典」日立デジタル平凡社, CD-ROM 版, 1998 年(以下「平凡社百科」と省略)の「託身」の項(執筆:世良晃志郎)によれば「一般的には自己の一身を相手方の保護と支配とに託し、相手方との間に支配=服従の関係を設定する行為」を言い「封主=封臣関係の設定は、封臣たるべき者が封主たるべき者のもとに赴き、封主に対して『誠実の宣誓 fidelitas』を行なうと共に、自分の両手を合わせて差し出し、封主がこの封臣の手を自分の両手で外側から包む、という行為によって行なわれた。『託身』の語は、この臣従行為のうちで、誠実の宣誓を含まず、手の授受による服従儀礼のみを指す」

タトとラッタホーフェンが与えられた模様⁸⁾。

(787年) タシロの二人の使者がローマで教皇に会い、教皇にカール大帝とタシロ3世との間の「和平約定」の執り成しを依頼する。教皇はローマ滞在中のカールにタシロ側の要請を伝える。カールは、直ちに約定を成立させる、と教皇に返答、教皇がそれをタシロの使者に伝える。彼らが、自分たちにはこの場で約定に調印する権限までは与えられていない、と回答する。タシロに誠意がないと判断した教皇は、使者らに、タシロが既にカールに対して行なった誓約を完全遵守するよう要求、守らない場合には、タシロ破門・領地への干渉・流血の惨事も起こりかねない、と脅す。会談決裂後カールは争シロをヴォルムスに召還するがタシロは出頭を拒否する。そこでカールは軍を三つに編成し、三方からバィエルン攻撃に出る。バィエルンでは既に貴族(=豪族)層がカール大帝に加担、タシロから離れていたため、タシロは、カールに降伏、レヒ河畔のカールの本陣に赴きカールに託身を行ない、ピピーンから受領した領土を返還、宣誓を更新、人質として選りすぐりの12名の他、子息テーォド Theodoをカールに差し出す(「王国年代記」)。その後

⁸⁾ Divisio Regnorum, 806 Febr. 6., in: MGH Legum (Legum は,以下 LL と 省略) Secto II, Capitularia Regum Francorum Tom.1, ed. von Alfred Boretius, 1883, Hannover. S.127. ... et Baiovariam, sicut Tassilo tenuit, excepto duabus villis quarum nomina sunt Ingoldestat et Lutrahahof, quas nos quondam Tassiloni beneficiavimus et pertinent ad pagum qui dicitur Northgowe, et.... この「王国分割令」(806年) は実現されずに終る。ここにはカールの子息たちへの贈与分が規定されている。Pippin(=Karlmann)分として、イタリア、アレマニアの一部等、と列挙する中で「タシロが所有していたバィエルン」にも言及され、「ノルトガゥの一部を成し、我々が嘗てタシロに温情により与えたインゴルシュタトとラゥタホーフェン」との言がある。ここで言われる「嘗て quondam」は 781 年以外には想定不能、というのが「王令覚書集[註 12 参照]」、「王国年代記」、「所謂アィンハルド年代記」等からする解釈。しかし L. Kolmer は、何年にカールがタシロに与えたと言う確証がない以上、757年或いは 787年も考えられる、とする(註 102 の書の S.306 参照)。

でタシロはバィエルンを所謂「封土 Lehen⁹⁾」として再度受領したのであろうが、その記述は「王国年代記」には見えない。

〈788 年〉 カール大帝の指示に従いタシロは家臣と共にインゲルハィムの宮廷会議に参加する。タシロはその場でバィエルン人から,タシロは誓約を守っていない,と様々な例を挙げて訴えられる。タシロは最後にアキタニア戦役での「戦列離脱 harisliz¹⁰⁾」の罪を問われ,その場で死刑を宣告される。カール大帝はタシロの罪一等を減じ,タシロの希望に沿って彼に出家を言い渡す。タシロの子息テーォドも僧院送りとなり,タシロに忠実な家臣は追放される(「王国年代記」)。タシロの妻リゥトビルク Liutbirc については「王国年代記」には一言の記載もないが,彼女も僧院で死を迎える。

〈794 年〉 この年「王国年代記」にタシロについての記事は一切無い¹¹⁾, しかし, タシロは僧院からフランクフルトの王国会議に召還され, そこで悔い改めの告解をし, 孫子の代においてもバィエルンの統治権を放棄する, とカール大帝に誓い, 罪を赦され, 僧院で僧として暮らす。以後タシロの消息は途絶える。794 年以後何年かの12月11日にタシロは世を去ったらしい。

2-1. ベヒァー著「誓約と支配」について

Becher は序文で、誓約を、裁判で証拠作用を持つ保証誓約 assertorischer Eid と誓約者の爾後の行動を規制する約束誓約 promissorischer Eid の二種に

⁹⁾ H. C. Faußner の言う「貸借地 Leihegut」に同じで、Faußner は Lehen (封土)、Allod (完全私有地) という概念は 12 世紀以後になって現れるもの故、それ以前の時代について述べる場合には Lehen は避けて Leihegut と表現する方が実態を反映する、と言う (註 92 の書の S.347f. 参照)。

¹⁰⁾ E. Rosenstock (註 73 の書の S.64f. Anm.49) によれば、現代語なら harisliz od. herisliz は Heerschliß, herisliz は Heerschleiß で、前半部 hari 或いは heri は Heer 「軍隊」の意、後半部 sliz 或いは sliz は古代高地ドイツ語の slizzan に 当たり、slizzan は「zerreißen 引き裂く、zerstören 破壊する、trennen 分離する」の意で、中世低地ドイツ語の再帰動詞 sich sliten は「身を引き離す、立ち去る」の意。

¹¹⁾ 註 52 及び 53 参照。

分け、誠実誓約 Treueid は約束誓約の一つ、とする。「王令覚書集 Kapitularien¹²⁾」 には 789 年と 802 年の全般的誠実誓約 allgemeiner Treueid の誓約範例とその実施規定が記載されている。メーロヴィング朝時代にも誠 実誓約は存在したが、その文言、意義、国王の指示等は伝えられていない。 従ってカールによるこれらの全般的誠実誓約は,文献上,最古の誓約例と言 える。メーロヴィング朝からカーロリング朝への誓約の連続性を調査するこ とは困難である、というのも7世紀後半に入ると誠実誓約の記述が途絶えて しまうからで、途絶えた理由は色々とあろうが、力をつけてきた豪族が、国 王が全王国民から誓約を取ることを阻んだから、とも言われる。しかしカー ロリング朝のカール大帝は、誠実誓約を利用してむしろ豪族を抑えた、と言 えよう、と Becher は言う。802年の全般的誠実誓約において、支配者と誓 約者との間の誠実は「主人 dominus」と「臣下 homo」の間の誠実とされる、 と Becher は言い、この「主人」と「臣下」の対応は、バィエルン太公タシ ロ3世が757年にピピーンに対して行なったとされる「家臣誓約 Vasalleneid」にも殆ど同じ形で現れる、と指摘する。そしてピピーンに対するタ シロの誓約は、伝えられる最古の家臣誓約、とされる。国制史研究は、この

¹²⁾ François Louis Ganshof, Was waren die Kapitularien?, 1961, Hermann Böhlaus Nachf./ Weimar. S.35-49 によれば「Capitularien 王令覚書集」は国王のサインなどの入った書面ではなく、王室会議参加者や書記等が王民への告知のためにとったメモの集合体である。当時は王民への行政機関からの伝達は口頭でなされた。そのため伝達の任に当たる者にとってメモは不可欠だった。従って、メモをとる人間によって内容も大きく異なった、とされる。日付の入っていない文書も数多くあり、「王令覚書集」の編纂は17世紀から行なわれているが、その在りように批判の声も上がっている、とのこと。会議に先立って「議題」というような形で王令内容が提示されることも無かった。その理由は簡単で、多くの参加者がラテン語を読めなかったこと、現代と違って大量コピー手段が無かったことからである。従って我々日本人は、Capitularien と言えば、天皇の詔勅を連想するだろうが、御名御璽等まったく記載されていない文書を纏めた単なるメモ集に過ぎない――尤もこのメモを統治者も活用したようである。Becher も言うように、近年、フランク王国国制史の研究が深まるにつれ「王令覚書集」の「法的」性格が疑問視され、「指針的」性格が強調されるようになっている。

タシロの家臣誓約を802年の全般的誠実誓約と比較・検討すると、802年の 誓約には決定的な変革が見られる、とする。我々は、史資料の面から様々に 制約されているが、カール大帝の支配者としてのエトスを探るために、先ず バィエルン太公タシロが行なったとされる諸種誓約を取り上げ、その後で 789 年及び802 年の全般的誠実誓約の誓約範例と実施規定の検討に入る、と Becher は言う。

2-2. 太公タシロ3世の誓約

Becher は先ず「王国年代記」の性格について分析する。「王国年代記」の 成立過程については、その最古部分、即ち741年にまで遡る部分、は同一の 記者により 787 年から 793 年までに一気に書き下ろされ、以後は逐年記述に 入る,とする先学の論¹³⁾に同調する。その記者については「僧院の一学僧が これ程まで詳細に事柄を記述することは不可能である。彼は諸種の交渉事に ついてある程度確かな情報まで得ている。ベネヴェント Benevent やバィエ ルン Bayern 対策についてこれ程充分な情報を得ている者は、カール大帝の 側近くに仕えていた者以外に考えられない」と述べるランケの所説中を是認 する。 これらのことから Becher は、「王国年代記」 からは客観的叙述は期 待し難く,カール大帝の国内外の敵手の視点は一切欠落のままフランク干国 の視点から記述がされる、と判断する。更に、「王国年代記」の執筆動機は、 バィエルン太公タシロ3世の太公位剝奪を合理化することにあったのではな いか、と推測する学者もいる、と Becher は述べ、「王国年代記」 はタシロ 記述において纏まりを見せはするものの,タシロは極めて否定的に描かれて

¹³⁾ Die Karolinger vom Anfang des 8. Jahrhunderts bis zum Tode Karls des Großen, bearb, von Heinrich Löwe, in: Wattenbach-Levison, Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vorzeit und Karolinger, II. Heft, 1953, Weimar, S.250.

¹⁴⁾ Leopold Ranke, Zur Kritik fränkisch-deutscher Reichsannalisten, 1854, in: Abhandlungen der Königlichen Akademie der Wissenschaften zu Berlin, 1855, Berlin, S.434,

いる、とする。Becher は「Peter Classen によれば、757 年にタシロ 3世は家臣誓約はしていないが、787 年に家臣誓約を行なったことは確実、とされる。クラセンは、757 年にタシロが行なったとされる家臣誓約は実際は誠実誓約であったが、この誠実誓約を、787 年の家臣誓約を手本に家臣誓約へと解釈変更したのではないか、としているが、この説に最近では Lothar Kolmer, Kurt Reindel, Karl Brunner, Herwig Wolfram, Joachim Jahn 15 0 も同調している。従って、757 年のコンピェーニュ Compiègne の誓約問題についての『王国年代記』の発言は多数の研究者によって疑問視された」と述べる($S.22^{16}$)。その上で Becher は、757 年の誓約の解釈変更に追い込まれた背景には恐らく当時の政治情勢があったのであり、カールは従兄弟タシロに対して行なった処断の事後正当化の必要に迫られたのであろう、とする。

Becher は個別的検証に入る前に検証方法について「ある事象が『王国年代記』を底本としない若干の自立的文献から傍証を得られて初めて、我々は確かな基盤に立つ。我々の検証対象は『王国年代記』であり、検証基準として二種類の文献を選ぶ。第一グループは、『王国年代記』を底本とする依拠的文献、即ち『所謂アィンハルド年代記』と『メス年代記古本¹⁷』、であり、第二グループは、自立的文献、即ち『編年誌続編』及び所謂小規模年代記、である。注目すべきは、二種類目の文献は『王国年代記』記述の際に資料として利用されていることである。それ故、『王国年代記』が二種類目の文献

¹⁵⁾ Joachim Jahn, Ducatus Baiuvariorum. Das bairische Herzogtum der Agilolfinger, Monographien zur Geschichte des Mittelalters, hg. von Karl Bosl, Bd. 35, 1991, Stuttgart の S.339 に「コンピエーニュの出来事は後の陰惨な事件を背景に置いて見てはならない。むしろフランク国王と成人に達したバィエルン太公が聖遺物にかけて同盟を結んだのであって,この聖化された合法的な条約は両者の将来の関係を確固たる友好的基盤の上に築くことを意図したものである」との一文がある。

^{16) ()} 内に S. と数字のみが示された場合, 註 1 の Becher の著作のページを示す。

¹⁷⁾ Annales Mettenses Priores. ed. von B. de Simson, in: MGH SS. 1905.

と異なる点は我々にとって特に示唆するところ多い。以下の考察は、タシロ に関する『王国年代記』の記述のうち、他の自立的文献の記述と一致しない 部分を『篩にかける herausfiltern』 ことを目的とする」(S.23f.) と前置きす る。

2-3. タシロ太公政権の発足

「王国年代記」748年の記述¹⁸⁾についての Becher の検証内容は以下のよう になる。ピピーンとグリーフォ間の兄弟確執は、若干ニュアンスを異にする ものの、「所謂アィンハルド年代記」にも「メス年代記古本」にも記録され ているが、per suum beneficium という表現は、両年代記共に「王国年代 記」を底本にしているにも拘らず、両年代記に記載されていない。従って 「王国年代記」 中の 「ピピーンは温情によりタシロをバィエルン太公に任じ た」との記述自体に信頼が置けない。しかし「王国年代記」の記者は per suum beneficium という表現を封建制度下の術語「封土」の意味で使った 可能性もある、と Becher は言う。だとすればその狙いは、ピピーンへのタ シロの従属性を強調することにあり、その背景は「王国年代記」が書かれた 時代、つまり 787 年以後の時代、790 年頃、に求められる、とする。

754年タシロの母ヒルトルードが没した後にピピーンがタシロの後見役に 就いた、との通説に対して、その事実はなかっただろう、と Becher は反論

^{18) 「}干国年代記 | FvS Bd.5 S.12. Grifo de Saxonia iter peragens fugiendo in Baioariam usque pervenit, ipsum ducatum sibi subiugavit, Hiltrudem cum Tassilone conquisivit. ... Haec audiens Pippinus iter illuc arripiens cum exercitu suo, supra nominatos totos sibi subiugavit, Grifonem secum adduxit, Lantfridum similiter, Tassilonem in ducatu Baioariorum conlocavit per suum beneficium;「グリーフォはザクセンから逃亡してバィエ ルンに入り、この太公国を奪いヒルトルードとタシロを服属させた。――これを 聞いてピピーンは軍を引き連れバィエルンに向かい上記の者たちを屈服させ,グ リーフォとラントフリードを連れ帰った。ピピーンは温情によりタシロをバィエ ルン太公に任じた!

する。ピピーン後見について「編年誌続編」も「王国年代記」も一言も言及していないからであるとし、更に、タシロはこの年には既に13歳、「バィエルン部族法典」は成人年齢を12歳としており、タシロは生母ヒルトルードの没後には太公の地位に即いていた、とする。

755年にタシロがフランク王国の五月総会に参加したことは、小規模年代記にも伝えられていることから、事実であろうし、また当時大きな意味を持ったのであろう。翌756年タシロはランゴバルド戦役に従軍する。ところが、この従軍は「編年誌続編」には記録されている「9)が、これを参照している「王国年代記」には755年の総会出席もこの従軍も一切記載されていない。756年にランゴバルド戦役にタシロがピピーンの家臣として従軍していたとすると、翌757年のピピーン等との「誓約」はどういう意味を持つのか?恐らくこの辺の事情が「王国年代記」記者に756年のタシロ従軍の記載を差し控えさせたのであろう、とBecherは推測する。タシロ従軍の根拠についてBecherは、1.家族的連帯からの伯父ピピーンへの協力、2.「バィエルン部族法典」中の国王が太公に対して持つ召集権への服従20)、3.ローマ教皇擁護を図るピピーンのランゴバルド征討と、教皇との友好関係維持を図るバィエルン側の利益との一致、の三点を挙げる。

2-4. 757年のタシロ3世の誓約

757年のカーロリング陣営に対するタシロ3世の誓約は、763年のタシロの「戦列離脱」と並んで、Becher 論攷の重要な柱をなす。やや詳細に述べる。

^{19) 「}編年誌続編」FvS Bd.4a, 39, S.306.

^{20) 「}バィエルン部族法典 Lex Baiuvariorum」(世良晃志郎訳、創文社、1977年〈以下「バィエルン部族法典」と省略〉)には太公に対する国王の召集権そのものを規定した条項は無いが、その第 II 章第 4 項(190ページ)「もし誰かが、國王またはその太公領の太公が命じたる出陣中、自己の軍隊内で争いを誘發し…」及び第 8 項(193ページ)「もし誰かが、國王の命令により、またその太公領を權力中に有する自己の太公の命令により、人を殺害したるときは…」及び第 III 章第 1 項の規定(註 54 参照)から、太公への召集権の存在を推定し得る。

「王国年代記」によれば、757年太公タシロはコンピェーニュの王国会議に現れ、国王ピピーンとその子息たちに家臣として託身と誠実誓約を行なった。Becher は、過去の研究の大部分は757年のこの記述 21)に信頼を置く、と、過去の研究状況を批判的に指摘した後に、クラヴィンケルの言を引用する「彼(=9>0 3 世)が諸種の誓約を行なったことは信じられるが、フランク人の友、血縁関係並びに嘗ての後見関係で結ばれたピピーンの友たらんとして、それ以上の誓約を行なったというのは信じ難い 22 」。この引用により Becher は自らの論述の方向を明らかにし、個々の問題点に言及する。

「王国年代記」の記述を注意深く読むと色々気付く点がある, と言う。 先ず, タシロのカーロリング家への服属の描写が非常に詳細なことである。だ

^{21) 「}王国年代記」FvS Bd.5, S.16. Et rex Pippinus tenuit placitum suum in Compendio cum Francis; ibique Tassilo venit, dux Baioariorum, in vasatico se commendans per manus, sacramenta iuravit multa et innumerabilia, reliquias sanctorum manus inponens, et fidelitatem promisit regi Pippino et supradictis filiis eius, domno Carolo et Carlomanno, sicut vassus recta mente et firma devotione per iustitiam, sicut vassus dominos suos esse deberet. Sic confirmavit supradictus Tassilo supra corpus sancti Dionisii, Rustici et Eleutherii necnon et sancti Germani seu sancti Martini, ut omnibus diebus vitae eius sic conservaret, sicut sacramentis promiserat; sic et eius homines maiores natu, qui erant cum eo, firmaverunt, sicut dictum est, in locis superius nominatis quam et in aliis multis. 「そして国王 ピピーンはコンピエーニュでフランク人と共に王国会議を開催した。そこにバィ エルン太公タシロが来た。タシロは、ピピーンに両手を差出して託身を行なって 家臣になり、諸聖人の聖遺物に両手を置き、数限りなく多くの誓約を行ない、国 王ピピーンと前述のその子息カールとカールマンに、臣下として恩義を受けてい る主人に、臣下として正義に則り誠心誠意を尽して、と、誠実を誓った。既述の タシロは、聖ディォニージゥス、ルスティクスとエレゥテーリクス、聖ゲルマー ヌスと聖マルティーヌスの聖遺物に手を置きながら、この誓約を生涯に亙って遵 守する、と誓いを固めた。彼に随伴してきた既述の豪族たちも前述の場所及び多 くの他の場所で誓いを固めたし

²²⁾ Hermann Krawinkel, Untersuchungen zum fränkischen Benefizialrecht, in: Forschungen zum deutschen Recht, Bd. II, 1936, Verlag Hermann Böhlaus Nachf./ Weimar. S.51.

が 755 年の項に見えるアキタニア太公ヴァィファル Waifar (†768²³⁾) のピ ピーンへの服属経過は「ヴァィファルが、聖ペトルスの権利を擁護する、と 誓ったので, ピピーンは 40 名の人質を差出させてこの誓約を固めた後, フ ランキアに帰還する」と記されているだけ、また758年のザクセン人の服属 に至っては「ピピーンの望みをすべて叶える、とザクセン人は表明し、贈り 物として毎年 300 頭の馬を王国会議に差出す,と約束した」とあるだけ,と Becher は述べる。更に Becher は、フランク王国にとって非常に大きな意 義を持つピピーンの国王即位式(751年)及びローマ教皇ステファーヌス2 世 Stephanus II. (在位 752-757) によるピピーンの塗油式 (754年) について も僅かな記載――夫々二行半程度――しかない、と言う。これらの記述状況 から Becher は、これは過去に遡及してウェイト付けがなされた結果であり、 757年のコンピエーニュの詳細な記述は「王国年代記」記者の意図に基づく、 とする。また記述の特異性が指摘される。即ち「家臣として」が重複・強調 されていること、また託身の描写は簡単だが、タシロ個人がした誓約――そ の内容に具体性が欠けるにしろ――が多岐に亙ることが暗示されていること、 同時に誓約相手がピピーンだけでなくその二人の子息にまで拡大されている こと、更に誓約の有効期限が「生涯に亙って」と明記されていること、云々。 これら諸点について Becher は、「家臣として」の重複は読者の脳裏にタ シロがカールに服属したことを印象付けるため、とし、タシロの託身描写は、 「所謂アィンハルド年代記」 にもあるにはあるが、 そもそも託身が記述され

²³⁾ Lexikon des Mittelalters, Studienausg., 1999, Verlag J.B. Metzler, Stutt-gart-Weimar (以下 LMA と省略), Bd.VIII, Sp.1931 によれば、フランク王国宮 宰たちは7世紀末頃から著しく自立性を強めてきたアキタニア太公国を再び王国 に服属させようとする。745年ピピーンはアキタニア太公フノァルド Hunoald を征圧, その子息ヴァィファルを後継太公に任ずる。教会財産を巡ってヴァィファルはピピーンと対立、ピピーンは760-768年に亙ってアキタニアに軍を送る。768年ヴァィファルは自分の部下に捕えられ殺される。これはピピーンの差し金、と噂された。以後アキタニア太公国は消滅、アキタニアはフランク王国に帰属する。

ること自体、「王国年代記」及び「所謂アィンハルド年代記」においても、他には無い、と言う。更に Becher は、757年の記述が異様に詳細なのは 788年のタシロ裁判の合法性を根拠付ける必要に迫られていたからであろう、とし、記者はカール大帝の利益擁護を第一義的に考えた、とする。しかし、形式と内容のディスマッチ、即ち年代記という、客観性の期待される形式と大げさな表現に満ちた主観的内容のアンバランスは「『王国年代記』の資料価値を疑わせるに充分」と Becher は判定する。

二つの依拠的年代記「所謂アィンハルド年代記」と「メス年代記古本」ではこの件はどう描かれるか。前者では底本と若干の相違が見られるが基本的に底本に追随する、と彼は考える。しかし後者に関して彼は著しい違いを指摘する。即ち、「メス年代記古本」ではタシロの託身はまったく触れられず誠実誓約のみが記述される、とし、「『メス年代記古本』の記者はバィエルンに特別な関心を持っていたため、彼には『王国年代記』の記述は真実と思えなかったからであろう」と Becher は推測する。

自立的文献ではどうであろうか。小規模年代記、例えば「聖アマンドゥス年代記 Annales sancti Amandi」も「ロルシュ年代記 Annales Laureshamenses」も「ムルバハ年代記 Annales Nazariani²⁴)」も、これら年代記はカーロリング派であるにも拘らず、コンピエーニュについての報告は皆無。「編年誌続編」もコンピエーニュの出来事にはノータッチ――タシロ服属はピピーンの政治的勝利であるのでこれを黙殺することはこの年代記を利することにはならないであろうに、と Becher は付言する。「編年誌続編」の当時の記者はニーベルング伯 Graf Nibelung(†768年以後)で、彼の父ヒルデブランド伯 Graf Childebrand(†751年以後)25)は 736年から 751年までこの続編

²⁴⁾ この年代記はロルシュ僧院の聖人 Nazarius に因んで Annales Nazariani と名付けられているが、ムルバハ Murbach で書かれた年代記、と想定されている。

²⁵⁾ Childebrand はカール・マルテルと異母兄弟。従ってニーベルングとピピーンは従兄弟同士。

に関わり、その後を受けたのがニーベルングで753年から768年までを担当した。ニーベルングはピピーンに対する他の人々の誠実誓約や服属行為はそれなりに伝えたし、大して重要とも思われないピピーンのランゴバルド作戦へのタシロの参加も伝えたのに、と Becher は言う。757年の項で「王国年代記」と「編年誌続編」とが記述を共にしているのはビザンツ帝国に関してであるが、その記述の力点の置き方は双方において全く異なる。前者は、ビザンツ帝国使節団が来訪しピピーンに立派なパィプオルガンを贈呈した、とのみ記すが、後者は、この年の記述対象をフランク王国とビザンツ帝国の関係に絞り、ピピーンが派遣した使節団への答礼としてのビザンツ帝国使節団の来訪、と述べる。Becher は、「王国年代記」の記述は、ビザンツ帝国が恰もフランク王国に朝貢に来たかの如き印象を与える、とし、この記述を、フランク王国の優越を明示せんとする一方的記述、と断ずる。

ともかく Becher は、ニーベルングが何故「編年誌続編」でタシロの託身や誠実誓約を語らなかったのか、その理由が見出せない、と述べ、次の疑問を提起する:「タシロは 757 年に本当にピピーンに託身をしたのか、 家臣誓約や誠実誓約をしたのか?」「『王国年代記』の記者はビザンツ帝国皇帝との友好関係記述の場合に既に不正確な記述をしており非難さるべきであるが、タシロの場合にもカール大帝の意向に添って歴史的正確さを犠牲にしたのではないか?」(S.42)。 この疑問を解く鍵は当時のタシロの旅程の再現とコンピエーニュの王国会議の開催日程にある、と Becher は言い、「王国会議は恐らく五月総会26)と重なって開かれたであろう。 タシロは 757 年 5 月 9 日に未だフラィジングに居たことが研究により確認されている。当時の旅行は毎日 25 キロから 60 キロ進む、とされる。彼は早ければ 5 月 10 日にコンピ

²⁶⁾ Herwig Wolfram, Das Fürstentum Tassilos III., Herzogs der Bayern, in: Mitteilungen der Gesellschaft für Salzburger Landeskunde, 108. Vereinsjahr 1968, Salzburg. S.160 によれば「古い三月総会は、丁度この頃、五月に移されたらしい。と言うのも、フランク歩兵軍が騎兵軍に改変され、五月なら多数の馬への餌の供給が容易になる点が考慮されたからである」

エーニュに向けて出発できるが、タシロは果たして王国会議に参加したので あろうか?」コンピエーニューフラィジング間は直線距離で凡そ700キロ、 実際の旅路はこの2倍近くになろう。とすれば6月にずれ込んでのコンピ エーニュ到着がやっとのこと、と言えそうである。以上の論点に基づき Becher は次ぎのような結論を出す:タシロ服属の描写が詳細を極めるだけ に、他の自立的年代記がこの件にまったく触れていないことに違和感を覚え る。748年に関しては「編年誌続編」も小規模年代記も少なくともバィエル ンへのピピーン出兵の記述はしていた。しかし 757 年に関しては記述する年 代記は「王国年代記」とそれに追随する「所謂アィンハルド年代記」のみ。 そして、757年以後フランク王国のバィエルン太公国への影響力が、僧院建 立を含めて、増大したかというと、それも記録されていない。790年当時、 つまり「王国年代記」作成当時,カール大帝及びその周辺はバィエルン太公 タシロ3世のフランク王国への服属を可能な限り古い年代に遡らせたかった。 そのような王宮側の要望に応えて757年の項が執筆された、と考えられて当 然であろう,とし, Becher は言う:「総合的に判断すると, タシロはコン ピエーニュの王国会議に出席しなかったのではないか、との疑念が強まる。 タシロは 757 年に託身も誓約もしていないが故に、『王国年代記』 757 年の 叙述は8世紀の政治史を論ずる際に殆どその前提たり得ない、と言える」 $(S.45)_{0}$

2-5. 763 年のタシロの「戦列離脱」

「王国年代記」 763 年の項のバィエルン太公 「脱走」 の報告タアウは, 詳しく

^{27) 「}王国年代記」 FvS Bd.5 S.20. Pippinus rex habuit placitum suum in Nivernis et quartum iter faciens in Aquitaniam. Ibique Tassilo dux Baioariorum postposuit sacramanta et omnia, quae promiserat, et per malum ingenium se inde seduxit, omnia benefacta, quae Pippinus rex avunculus eius ei fecit, post posuit; per ingenia fraudulenta se subtrahendo Baioariam petiit et nusquam amplius faciem supradicti regis videre voluit. Rex Pippinus iter peragendo per Aquitaniam usque ad

Cadurciam pervenit Aquitaniam vastando et revertendo per Lemovicas in Franciam reversus est. Et facta est hiems valida. 「国王ピピーンはニヴェールで王国会議を開き 4 回目のアキタニア戦役に赴いた。その時バィエルン太公タシロはそれまでに彼がしていた誓約や約束をすべて反故にし,悪心を起こして戦列を離れた。母方の伯父で国王ピピーンが彼に与えたすべての温情を反古にし,邪念を抱いて彼はバィエルンに急遽退却,二度と既述の国王の顔を見たくない,と言った。国王ピピーンはアキタニアを劫掠しつつ通ってカオールにまで至り,リモージュを経てフランキアに帰った。厳しい冬が来た」

Herwig Wolfram は、近著 Salzburg Bayern Österreich, Die Conversio Bagoariorum et Carantanorum und die Quellen ihrer Zeit, 1995, R. Oldenbourg Verlag Wien München の第5章 Zur fränkisch-bayerischen Geschichte, 第2 節 Malignus homo Tassilo, propinguus noster, S.338-344 で、水準を上回る Becher のこの学位論文に総論的に賛意を表する。 が、 各論に及ぶと様変わり、 例えば 757 年の誓に関しては、 Becher が、 フラィジング僧院への寄進文書への タシロ3世の承認が5月9日付けで行われているので彼はその日にフラィジング に居た、と判断できる、と主張すると、Wolfram は「その承認は後刻行われた 可能性もある」と反論する。 Wolfram は,その著 Fürstentum の S.166 で,ザ ルツブルク大聖堂へのタシロの寄進は公母ヒルトルード、とりわけピピーンの関 与を得て行われたものでしかない、と述べているが、それが、Becher によって、 タシロは全統治期間を通じてザルツブルクと密接な関係を持っていた故そういう ことは無い、と否定されると、Wolfram は「ちょっとしたジャブ Vorgeplänkel を打ち返しておく必要がある」と前置きして、ザルツブルク文書 (Notitia Arnonis 及び Breves Notitiae)についての彼お得意の緻密な分析が述べ立てら れるに過ぎず、 Becher の論理構造に食い込むものにはなっていない。 その後に 強烈なアッパーカットが打ち出されるのを期待して読み進む。が、出て来るもの は 763 年の「戦列離脱」についての論評:「Becher は 『戦列離脱』 は無かった とするが、やはり 763 年にピピーンに不快感を催させる何かが、どんなことか分 らないにしても、起こったに違いない。でなければタシロが教皇パゥルス1世 (在位757-767) にピピーンへの執り成しを依頼する筈がない | に過ぎず、 Wolfram は Becher の掌の中で動くだけ。Wolfram のこの近著は Joachim Jahn に捧げられている(Jahn については本稿の註 15 参照)。Wolfram にして も Jahn にしても実証的な綿密な基礎的文献研究により優れた業績を挙げた斯界 の第一人者であるが、ことタシロに関する限り、788年のタシロの死刑判決(減 刑されて僧院送り)との関連で 757 年及び 763 年及び 781 年を総合的に把握しよ うとする姿勢に乏しい。それに反して Becher は、本稿 2-11. 以下に示されるよ うに, 789 年及び 802 年の全般的誠実誓約及びその実施規定等を見通しつつタシ ロ3世事件を扱いカール大帝の支配者としてのエトスをもそこから抉り出そうと する。このような Becher のダイナミズムは彼らには見られない。

検討もされずに大方の研究者により、確定的事実、と受け止められている、 と Becher は述べ、具体的検討に入る。

「王国年代記」では「悪心を起こして」「邪念を抱いて」が強調されるが、「所謂アィンハルド年代記」は、病気を理由に per dolum 戦列を離れた、としていることを Becher は指摘する。ピピーンは、タシロの「戦列離脱」で戦力が弱体化したにも拘らず、アキタニアを劫掠したことが「王国年代記」の記述から分る。「王国年代記」はフランク王国の栄華の記録が目的である以上、戦果の誇大報告はあっても、敗北の報告は殆ど無い。ニヴェールNivers でのタシロの「戦列離脱」はピピーンにとって屈辱的事件であった。国王に対する侮辱を「王国年代記」の記者が記録したのには、それなりの思惑があったから、即ち、タシロの「戦列離脱」はピピーンの子息カール大帝の立場を有利にするから、と Becher は想定する。

ピピーンは、ヴァィファル及びタシロとの両面戦争を避けたからか、タシロに対して制裁を加えていない。 Becher は、ティーリンゲン Thüringen 太公ラードゥルフ Radulf の叛乱に対処したメーロヴィング朝国王ジーギベルト 3世 Sigibert III. (在位 632-†656) の例 28 を引き、「ジーギベルトのラードゥルフ征討は成果なしに終わるもののピピーンとは対照的な反応をした」とし、ピピーンが制裁を加えなかったことは説明困難、とする。成程 763 年には厳冬が訪れ、翌年は大飢饉に襲われたようではあるが、ピピーンはその後もアキタニア征討は続けている。Becher に言わせれば「757 年のタシロ服属についての『王国年代記』の描写を信ずるなら、また、その6 年後のタシロの

²⁸⁾ ティーリンゲン太公ラードゥルフは、ヴェンド人 Wenden(フランク人等と接触したスラヴ人の総称)を征服した後、アゥストリア Austrien 総督アーダルギゼル Adalgisel 及び若いジーギベルト 3 世に叛旗を翻す。ジーギベルトは 641年この叛徒の征討を企て、ラードゥルフと結託したアギロルフィング家のファラ Fara を敗死させる。しかしラードゥルフは、フランク王国の一部貴族(=豪族)と密かに結託、フランク王国の包囲を逃れてフランク王国軍を打ち破り、ティーリンゲン王を名乗る。以後フランク王国のライン河右岸における影響力は低下して行く(LMA, Bd.VII, Sp.391 による)。

『戦列離脱』の記述を信ずるならば、従来から事実上独立的統治をしていた太公タシロを服属させる方が、ヴァィファル征討よりも、ピピーンにとって遙かに重要だった筈である」。もしタシロの「戦列離脱」が事実だとすれば、タシロは自らの行為が惹起する結果について明確に意識したであろう。とすれば、と Becher は論を進める:「タシロにとっての関心事はピピーンの仕掛ける戦争への対策である。タシロの『戦列離脱』から直接に利益を受けたのはヴァィファルである以上、タシロはヴァィファルと簡単に同盟できる。その同盟に更にランゴバルド国王――タシロの(未来の) 舅――をも引き込めば、タシロはピピーンの制裁に曝されずに済むことになる。だが、我々はタシロについてそのような行動はまったく聞いていない」。

更に Becher は、763年の「王国年代記」等の描写には決定的な謎がある、とする。「何故タシロは、ピピーンに屈辱を味わわせるために、直線距離にして 1000 キロもあるニヴェールに臣下と共に赴き直ぐまた故国に帰ったのか。タシロは使者を通してピピーンに不参加と家臣誓約の解消を伝えることもできた。この方がピピーンの勢力下の土地に赴くより遙かにタシロにとって安全だったろう」と述べ、「王国年代記」及び「所謂アィンハルド年代記」763年の項は殆ど有り得ないタシロの行動を記述している、と言う。(S.48)

依拠的年代記「所謂アィンハルド年代記」と「メス年代記古本」のどちらもタシロが「病気を理由に戦列を離れた」としているが、全体的には「王国年代記」と大きく違わない。ただ「メス年代記古本」の場合はタシロに対する告発的表現が和らいでいる、と Becher は言う。

自立的年代記の場合はどうか。もし自立的年代記が763年の「タシロ脱走」を記録しているなら、今まで提起した疑問点はすべて雲散霧消するが、小規模年代記はどれも、そして「編年誌続編」も、ニヴェールでのタシロ「戦列離脱」事件には一言も触れていない、と Becher は報告する。

763 年以後のフランク王国とバィエルン太公国の関係はどうか。768 年, ピピーンが死去する。「王国年代記」の叙述を真に受けるなら,バィエルン は公式には757 年以後はフランク王国の一部になっている。しかし,ピピー ンが死期を悟ってカールとカールマンへの領土分割を決定したとき, バィエルンにはまったく触れられていない。従って, バィエルン太公国はフランク王国の支配下には入っていない, とピピーンは考えていたのだろう。

一方、この時期、ランゴバルド王国を巡って事態は大きく揺れ動く。タシ ロは 765 年頃ランゴバルド国王デジデーリゥス Desiderius (在位 757-774) の 王女リットビルクと結婚する。770年頃、国王カールも、和平へと努力する 王母ベルトラーダの奔走により、 デジデーリゥスの娘 (名前不詳) を妻に迎 える。「王国年代記」の記述によるなら、従兄弟関係にあった国王カールと 家臣タシロは更に義兄弟の関係に入ることになる――このような関係は、こ れまでの「王国年代記」の記述が真実であるとすれば、理解しにくく、 Becher は「カールはフランク人から非難を浴びただろうに」と表現する。 しかし他方これまでの「王国年代記」の報告には何ら現実的根拠が無かった と前提すれば、つまり、タシロ太公はニヴェールには姿を現さなかったが故 に太公が国王ピピーンの戦列を離れることなど有り得なかった、と前提すれ ば, タシロとカールの接近は容易に説明がつく, と Becher は主張する。当 時フランク王国はカールとカールマンに分割され、ピピーン在世時の纏まり はなく、カールマンは粗野で強引なカールに悩まされていた。それは兎も角、 ランゴバルド王女とのカールの結婚によりフランク王国・バィエルン太公 国・ランゴバルド王国の間に大連合が生まれる。一方,772年,太公タシロ 3世の長男テーォド Theodo はローマでハドリアーヌス1世 Hadrianus I.(在 位772-795)から洗礼を受け塗油される―教皇による洗礼・塗油は国王の 子息(王子)に限られ太公の子息(公子)がその対象になったことは嘗て無 かった。バィエルン太公国とローマ教皇庁の伝統的な絆は一層強まるが、結 果論から言えば、タシロはカールとハドリアーヌスとの関係に強く縛られて しまう。このような情勢の中で、773年、国王カールはランゴバルド王国征 服の挙に出る。タシロは舅のランゴバルド国王デジデーリゥスに一切手を貸 さなかった、いや、手を貸せなかった、と言うのが適切かもしれない。タシ 口はこれによりフランク王国と対抗して行く上での大切な味力を失なう。

以上から明らかなように、フランク王国とバィエルン太公国の関係は763年以後も大きな変動無く経過した。従って「王国年代記」763年の記録は、763年の状況に忠実に、と言うより、790年当時のフランク王国の要請に忠実に、記されたのではないか、との疑念がまたまた強まってくる、とBecher は言う。

2-6. タシロの 781 年の誓約

Becher は言う:「781 年に誠実誓約が繰り返されたことに疑念を挟むのは H. Krawinkel だけで, K. Reindel²⁹⁾ も H. Wolfram³⁰⁾ も誓約更新を事実と し,この更新の際にインゴルシュタト Ingolstadt とラゥタホーフェン Lauterhofen の両王宮がタシロに授けられた, とする。 P. Classen³¹⁾ は, タシロの 誓約は誠実誓約だった, としながらも, 王宮返還によりタシロに物的拘束が

²⁹⁾ Kurt Reindel, Politische Geschichte vom Ende des 6. Jahrhunderts bis zum Ausgang der Agilolfingerzeit, in: Handbuch der bayerischen Geschichte, hg. von Max Spindler, Bd. I, 2., überarb. Aufl., 1981, München Beck. S.174 によれば「タシロは封土誓約 Lehenseid を更新, 12 名の人質を提供し、725 年或いは728 年にバィエルンから分離されたノルトガゥにある王宮インゴルシュタトとラゥタホーフェンを取り戻した。しかしこのことは、更新された友好関係の証としての贈り物ではなく、タシロがその家臣誓約と託身によって従来から受けていた人的拘束に今や物的拘束が加わったことを意味する」註8参照。

³⁰⁾ Wolfram, Fürstentum, S.168 によれば 「タシロは提案された人質交換を了承, ヴォルムス Worms に来て誓約を更新する。豪華な贈り物が渡され, 同時にタシロは古くからのバィエルンの領地である王宮インゴルシュタトとラゥタホーフェンを取り戻す」

³¹⁾ P. Classen (註 88 の書の S.238) によれば「教皇と国王の使者に招かれてタシロは 781 年秋ヴォルムスのカールの王宮に現れる。18 年前ピピーンの軍列を離れてから初めてフランク国王の要請,軍事的要請ではないが,に応じた。ピピーンへの古い誓約が更新される——しかし 788 年の裁判を根底において執筆している『王国年代記』の記者ですら『家臣誓約』とは言っていない。この時インゴルシュタトとラゥタホーフェンが『封土 beneficia』 としてタシロに与えられた可能性はある」

かかった可能性は否定しない。L. Kolmer³²⁾ は、もしタシロが 757 年にカールの家臣になっていたなら、781 年の儀式は大部分不要な筈ではないか、と指摘する」。このように述べた後「王国年代記」781 年の項³³⁾の検討に入る。

「王国年代記」781年の項を読むと、全てがカールの思い通りに運んだように見えるが、実際はそうではなかったらしい。Becher によれば、カールは当初使節団にこの誓約問題を任せるつもりだったらしい。しかしタシロは、

³²⁾ 註 102 の書の S.305 参照。

^{33) 「}王国年代記」FvS Bd.5 S.40ff. Et tunc missi sunt duo missi ab apostolico supradicto, hi sunt Formonsus et Damasus episcopi, ad Tassilonem ducem una cum missis domni regis Caroli his nominibus: Riculfum diaconem et Eborhardum magister pincernarum, ad commonendum et contestandum, ut reminisceret priscorum sacramentorum suorum et ut non aliter faceret, nisi sicut iureiurando iam dudum promiserat ad partem domni Pippini regis et domni Caroli magni regis vel Francorum. Et tunc consensit Tassilo dux Baioariorum, ut sumptos obsides a domno rege Carolo et tunc ad eius veniret praesentiam; quod et domnus praefatus rex non rennuit. Et coniungens se supradictus dux in praesentiam piissimi regis ad Wormatiam civitatem, ibi renovans sacramenta et dans duodecim obsides electos, ut omnia conservaret, quicquid domno Pippino regi iureiurando promiserat in causa supradicti domni Caroli regis vel fidelium suorum; qui et ipsi obsides recepti sunt in Carisiacum villa de manu Sinberti episcopi. Sed non diu praefatus dux Tassilo promissiones, quas fecerat, conservavit. 「そしてそれから二人の使者, フォルモンススとダマススの両司教, が既述の教 皇[=ハドリアーヌス1世]により,国王カールの使者,助祭リクルフスと献酌 頭エボルハルドゥス、と共にタシロ太公の許に派遣された。彼らはタシロに、古 い誓約を思い出すよう、久しく以前に国王ピピーンとカール大帝及びフランク人 に対して誓約したことに背く行動をとらぬよう、警告し諭した。するとバィエル ン太公タシロは国王カールから提供された人質を受け入れた後に御前に出頭する ことに同意した。これを既述の王は拒否しなかった。既述の太公はヴォルムスの 町に来ていと敬虔なる国王の御前に現れ、そこで彼は、国王ピピーンに誓約で約 束したことすべてを国王カール及び国王の家臣に対して遵守する保証として、諸 誓約を更新し、高貴な人質12名を差し出した。これらの人質はキェルジ Quierzy の御料地で司教シンベルトゥスの手から渡された。だが,既述の太公夕 シロは自ら誓った諸誓約を長くは守らなかった |

カールとの直談判を要求、更に、道中及び王宮滞在中の身辺保証のためにカールに人質を出すよう要請したらしい。これらすべてを承知の上で 781 年の項の記述が生まれたのであり、このことから、当時のカールの立場は決して強固なものではなかった、と Becher は推測する。興味深いことは、この項の叙述で 757 年にタシロがしたとされる家臣誓約について一切言及されていないこと、及び、757 年の誓約対象者はピピーン、カール及びカールマンであったが、781 年の項ではカールマンには触れずに340「家臣 fideles」が加えられていること、及び「タシロは自ら誓った諸誓約を長くは守らなかった」という文言がこの項の事後的記載を証明していること、等であろう。

依拠的年代記である「所謂アィンハルド年代記」の記述は大筋において「王国年代記」を踏襲している。この年代記も「タシロは自ら誓った諸誓約を長くは守らなかった」という言葉で記述を終えている,と Becher は言う。「メス年代記古本」も「王国年代記」の記述と大体同じで,異なる点は,タシロが要求したフランク人の人質はヴォルムスでの交渉終了後に返還された,との記述が加わっていることと,「王国年代記」や「所謂アィンハルド年代記」と異なり,カールはタシロを敬意をもって cum honore 故国に帰した,という言葉でこの項が終っていること,である,と彼は言う。

自立的年代記ではどうか? 残念ながら「編年誌続編」は 768 年のカールとカールマンの夫々の即位で記述が終わってしまう。小規模年代記のみが今や検査役を務めることになる。先ず「アヴェンティーヌス編年誌 Chronik des Aventinus」の情報から見よう。 この編年誌の情報源はタシロの宰相クランツ Crantz³⁵⁾ である。クランツによれば、教皇ハドリアーヌスがタシロ

^{34) 771}年カールマンが死去すると、カール(大帝)はカールマンの妻子を相続から 排除、その領地を奪う。カールのこの行為には法的正当性が無い。このことへの 配慮から年代記の 781 年の項にカールマンの名が記載されていないのであろう。

³⁵⁾ クランツ Crantz はアヴェンティーヌスによって発見された古文書の著者とされ、クランツという名前自体、アヴェンティーヌスによって与えられた。この古文書の内容から判断して、著者はタシロ3世側近の名士ということで、クランツは宰相に擬せられている。一方、アヴェンティーヌス Aventinus は(本名 Johannes

太公を譲歩に導き、カール大帝にバィエルン攻撃を控えさせた、とのことで、この編年誌はカールとタシロのヴォルムスでの談合を伝えてはいるが³⁶⁾、タシロの誓約については一言も描写していない。この報告が正しいとすれば「王国年代記」記者の事実報告の恣意性を証する更なる例となろう、とBecher は言う。但し、この編年誌の場合、描かれる事件と記述の時点が余りにも隔たっているため確実な想定は不可能、と彼は付言する。他の自立的年代記を見ると、若干の年代記の場合、781年という項目すらないことが目に付く。これら自立的年代記は言葉数が少なく、通例、非常に重要な出来事

Turmair [*1477-†1534]) 1517 年バィエルン王国の王室歴史編纂者になる。主著は「バィエルン歴代太公年代記 Annales ducum Boiariae」、これを完成させてから、そのドイツ語版「バィエルン編年誌 Baierische Chronik」を1522-33年に書く。しかしこの書は反教皇的傾向のため彼の死後に刊行された。アヴェンティーヌスはアギロルフィング家時代の歴史を書くに当たってタシロ 3 世の宰相クランツが書いた史書を参考にし、この編年誌にはこの時代を記述した他の年代記・編年誌には見出せない出来事の記述・時代の捉え方がある。クランツが書いたとされる史書はその後散逸し、現代に伝えられていない。クランツとアヴェンティーヌスについては Sigmund Riezler, Ein verlorenes bairisches Geschichtswerk des achten Jahrhunderts, in: Sitzungsberichte der königl. bayer. Akademie der Wissenschaften, Historische Classe, 1881, S.247-291 に詳しい。

36) Bayerische Chronik, in: Johannes Turmair's, genannt Aventinus, Sämmtliche Werke Bd. V, hg. von der Königlichen Akademie der Wissenschaften, 1886, Christian Kaiser München. S.109. Da legt sich pabst Hadrianus derzwischen, ward undertediger, schicket zwên bischof von Rom in Baiern zu herzog Thessel, die machten frid zwischen dem herzog und künig. Herzog Thessel kam zu seinem veter, künig Karl, gên Wormbs, schenket im gros guet und gelt; herwider schenket im der künig noch mêr und entpfieng herzog Thessel gar êrlich und erpot im grosse zucht und êr. Sie stiessen ainen ewigen frid miteinander an. 「すると教皇ハドリアーヌスが間に割って入って調停役を務め、二人の司教をローマからバィエルンの太公タシロの許に送り、彼らは太公と国王の間に和平を成立させた。太公タシロは彼の従兄弟、国王カールを訪ねてヴォルムスへ出向き、カールに多くの金品を贈った。これに応えて国王はタシロにそれを上回る贈り物をなし太公タシロを鄭重にもてなし、彼に充分なる敬意を表した。彼らは互いに恒久的和平を契った」

のみを記述する。しかし、と Becher は疑問を提起する:「タシロの再度に及ぶカールへの服属行為が記者たちに完全に無視されるほど重要度に欠けたのか?」その他の小規模年代記は、カールのローマからの帰還、ヴォルムスの五月総会について記しているが、タシロについての言及は無い。「ロルシュ年代記」や「モゼラーヌス年代記 Annales Mosellani」はタシロの名を記しているが、「ペタヴィアーヌス年代記 Annales Petaviani」の記述 37 の枠を出るものは無い。従って、これら三つの年代記はいずれもヴォルムスでのタシロ宣誓を伝えていない、と Becher は纏める。「国王からの賜暇に基づいて per suum comigatum」という表現から、カールに対するタシロの試実誓約の存在は推論できない、と Becher は言う。一方「モゼラーヌス年代記」781年の項の表現 38 を見ると、カールに対するタシロの誓約の存在を包

³⁷⁾ MGH SS Tom. I, ed. von G.H. Pertz, 1826, Hannover. S.16. Sine hoste fuit hic annus, nisi tantum Vurmacia civitate venerunt Franci ad placitum; et ibi fuit Taxilo, dux de Bawaria, magnaque munera praesentavit domno regi, et per suum comigatum rediit ad patriam. 「この年は出兵は無かったが多くのフランク人がヴォルムスの町の王国会議にやって来た。それにバィェルン太公タシロが参加した。彼は国王にあまたの贈り物をし、国王の賜暇に基づいて故国へ帰った」781年の記述における「モゼラーヌス年代記」と「ロルシュ年代記」の違いは固有名詞の標記にあるだけ、と言って良い。

³⁸⁾ MGH SS Tom. XVI, ed. von G.H. Pertz, 1963, Hannover. S.497. perrexit rex Karlus Romam et baptizatus est ibi filius eius, qui vocabatur Karlomannus; quem Adrianus papa mutato nomine vocavit Pippinum et unxit in regem super Italiam et fratrem eius Ludowigum super Aequitaniam. Et ibi disponsata est Rottrhud, filia regis, Constantino imperatore. Et reversus est rex in Francia et colloquium cum Dasilone, et magnum Francorum conventum id est Magis campum apud Wormosiam habuit civitatem. 「国王カールはローマに至り,そこで彼の子息カールマンは 洗礼を受ける。教皇ハドリアーヌスはカールマンの名を改めてピピーンとしてイタリア国王に塗油し,その弟ルードヴィヒをアキタニア国王に塗油する。国王の息女ロートルードはビザンツ帝国皇帝コンスタンティヌスと婚約する。そして国 王はフランキアに戻り,タシロとの会談に臨み,ヴォルムスの町の近くで開かれるフランク人の大集会である五月総会に参加する」

わせる表現は無い。

これらのことから Becher はタシロへの物的拘束たる 「カールからタシロ への両王宮インゴルシュタトとラッタホーフェンの返還」について、これは 781年に行なわれたのではなく、 タシロがカールの家臣になった 787年の可 能性が非常に高い,と言う。781 年にカールがタシロと会談をしていること は、諸種の年代記の報告から、事実と認定できるが、その際の主題は「イン ゴルシュタトとラゥタホーフェン」ではなく、ランゴバルド・バィエルン国 境の紛争問題だった、と Becher は推測する。国境紛争は、774年フランク 王国がランゴバルドを征服して以来、既に多発していたからである。784年 にはブレンナー Brenner 峠でフランク人とバィエルン人の大規模な紛争が発 牛する。これをきっかけにフランク国王とバィエルン太公の対立は収拾し難 いものになったのであろう, と Becher は推断する。(S.58)

2-7. 787 年 タシロ. カールの家臣に

タシロが 787 年にカールの家臣になったことは、研究史上、一致している。 しかし、タシロの服属が 757 年のコンピエーニュの行為の反復として捉えて いるか否か、この点が大いに問題になる点、と Becher は言う。

「王国年代記」は 787 年タシロが, ザルツブルク司教アルン Arn von Salzburg とモーンツェー僧院長フンリヒ Hunrich von Mondsee を主体とする使 節団をローマに派遣した、と伝える。その目的は、ローマ教皇ハドリアーヌ ス1世にカールとタシロの間の和平の執り成しを依頼することにあった。教 皇は使節団の依頼に応じ、当時ローマに滞在していたカールに調停案──そ の内容の記述は無い――を提示する。カールは、教皇の調停案を自らの願望 と一致するものと受け止め、直ちに和平締結を提案する。しかしタシロの使 節団は、カールの和平案に署名する全権は与えられていなかったので、それ への署名を拒否する。これを教皇は,タシロ側の不誠実の証,と捉える。こ の時既にカールはベネヴェントを征圧しており、これは、教皇にとっては、 教皇領の安定を図る上で歓迎すべきことであったが故に,教皇は恐らくカー

ルのベネヴェント征圧時点で、従来のバィエルンとの友好関係保持政策からカール側へと方向転換をしたのであろう、と Becher は指摘する。教皇は、タシロがピピーンとカールに対して行なった誓約を遵守しないなら、タシロ及びその一派を破門する、タシロはカール及びその子息とフランク人 gens Francorum に服従せよ、と言う。太公タシロがこれを拒否するなら、バィエルンはフランク王国の攻撃を受けることになるが、その責はすべてタシロにある、とする。 Becher は、「王国年代記」の記述は詳細であるにも拘らず、この交渉へのタシロの基本的姿勢及びカールの和平案について何も述べていない、とし、記者は単に 757 年を根底に置いてタシロに服属を迫る教皇を描くだけ、更に奇妙なことに、この項の記述は 757 年の誓約には触れるものの、781 年のそれについては一切言及していない、と Becher は指摘する。 そこで Becher は「カーロリング側の宣伝が 757 年の託身と誠実誓約だけに集中しているのは、757 年の託身と誠実誓約が 788 年のタシロ廃位の正当化の重要な根拠を成すからである」と推論する。

カールはフランキアに帰還後タシロに出頭を要請する。タシロはこれを拒否、そこでカールは軍を三軍に分けバィエルン征討に赴く。カール自身、軍を率いてレヒフェルト Lechfeld に向かう。他の一軍は、東フランク人、ティーリンゲン人とザクセン人から成り、ドナウ河畔のペリング Pförring に集結、もう一軍をイタリア国王ピピーンが率い、トリエント Trient に進出、兵をボーツェン Bozen にまで派遣する。このような兵力展開は、カールが入念にバィエルン征圧作戦を練って来たことを示す、と Becher は述べる。バィエルン貴族(=豪族)の支持を失ったタシロは、戦わずしてカールの軍門に降り、カールに託身と誓約を行なう39。

^{39) 「}王国年代記」 FvS Bd.5 S.54. undique constrictus Tassilo venit per semetipsum, tradens se manibus in manibus domni regis Caroli in vassaticum et reddens ducatum sibi commissum a domno Pippino rege, et recredidit se in omnibus peccasse et male egisse. Tunc denuo renovans sacramenta et dedit obsides electos XII et tertium decimum filium suum Theodonem. 「タシロは,あらゆる面から締め付けられ,自らやって来て国王

依拠的資料「メス年代記古本」は「王国年代記」と殆ど変わるところは無 く, ただ, カールの側に「正義 iusutitia」在り, というような記述はしてい ない。「所謂アィンハルド年代記」 も同様で殆ど変わりは無いが、 タシロに 対する教皇の脅しが詳細には描かれていない点が違いだろうか。「所謂アィ ンハルド年代記」が書かれた814年には最早そのような詳細についての関心 が無くなっていたのであろう。「フランク人」の強調が見られない代りに、 記者の叙述の力点は国王カールの寛大さに移っている,と Becher は言う。

787年のタシロ服属は同時代人から重要な出来事と考えられ、 自立的諸年 代記もこの事件を報告している,と Becher は述べる。「ロルシュ年代記」 の記者は785年以後はロルシュ僧院長リヒボド Richbod von Lorschで、彼 はアルクィン Alcuin⁴⁰⁾ と接触があったのでこの年代記は王宮の影響を受け ていた可能性もある。しかしリヒボドは「王国年代記」が沈黙しているハル ドラド Hardrad の蜂起41)や, カールの長子である屈背のピピーン Pippin der

カールに両の手をさしのベカールの家臣となり、国王ピピーンから彼に渡された 太公国を返還、彼はすべてに亙って誤った悪しき行為に及んだことを認めた。更 に彼は改めて諸誓約を行ない、12名の選りすぐりの人質及び彼の子息テーォド を人質に加えて差し出した!

⁴⁰⁾ Alcuin, Alkuin, Alchwine (*730?-†804) は、LMA, Bd. I, Sp.417f. によれば、 アングロサクソン系の学者で、781年カール大帝は彼をフランク王国に招聘す る。彼は、特に教会問題でカールの補佐役を務めると同時に、カールの精神的・ 宗教的・政治的側面に大きな影響を与え、カールの宮廷学校でも指導的立場に立 つ。当時33・4歳のカールは武力だけでは帝国は建設できないことに気付きつつ あり、フランク王国を内部から改革しようとしていた。

⁴¹⁾ Hardrad (*?-†786) はティーリンゲン Thüringen の豪族の-・人と考えられ る。LMA, Bd. VIII, Sp.749f. 及び Johannes Fried, Der Weg in die Geschichte - Die Ursprünge Deutschlands bis 1024, 1994, Propyläen Verlag Berlin. S. 702 によれば、 ティーリンゲン王国は、 531 年メーロヴィング朝国王テゥデリヒ 1世 Theuderich I. とクロータル1世 Chlothar I. に征圧され王朝は消滅する。 伯制度(伯による統治)が導入されるが、641年ティーリンゲンは太公国とな り、フランク人と想定される初代ティーリンゲン太公にラードゥルフ Radulf が 任命されるが、彼はフランク王国に叛旗を翻して独立する。この独立王国はヘデ ン Heden od. Hetan 太公時代に再びメーロヴィング朝に吸収され、この地域の

Bucklige の謀反⁴²⁾などについても報告している。 リヒボドは 787 年について「タシロは国王の娶請を平和的に受け入れ国王に子息テーォドを人質として差し出した」とのみ述べ、タシロ服属の性格については何も触れていない。 リヒボドの心を深く捉えたのは、教皇から洗礼も塗油も受け、僧院クレムスミュンスター Kremsmünster の建立にも助力したタシロの長男テーォドが人質にされたことだったのだろう、と Becher は推測する。

「ケスニゥス年代記断章 Fragmentum Annalium Chesnii」は「10月5日タシロはカールの許に赴き、バィエルン人の部族太公国 regnum を返還、自らと王国を国王の手に引渡す」と述べる。

「ムルバハ年代記」は787年の出来事を詳しく記述する。この年代記は786年から788年までの事件を詳細に記録している。786年のハルドラドの叛乱についても触れ、カール大帝に対し明確に距離を置いている。それだけ

フランク化が政治・教会制度の両面で進む。カーロリング朝になってカール大帝は征服した諸部族の豪族を融合させるため、部族横断的結婚政策を採る(この政策から後に帝国貴族 Reichsadel が生まれる)。この政策に則りハルドラドはフランク人と婚約させられた息女を渡すよう王命により迫られるが、彼がこれを拒否したことから混乱が生じ大規模な謀反になった、と考えられている。この謀反は、ティーリンゲンに残っていた強固な氏族的伝統から来るフランク王国化に対する政治的反感の根強さを強く示している、と言えよう。

⁴²⁾ Fried, Weg in die Geschichte, S.258f. によれば、Pippin der Bucklige(*770 - †811)はカール大帝とその最初の妻ヒミルトルード Himiltrud の間に生まれた 長子。792 年ピピーンは父王に対して叛乱を起こす。息子が父に叛旗を翻す事態 は長いカーロリング家の歴史の中でも嘗て無かった。カールはこの長男を嫡子として大事に育てたようだが、781 年と 787 年の遺産分割案でカールは長男ピピーンを無視し3人目の妻ヒルデガルド Hildegard との間に出来た三子 Karl der Jüngere, Pippin((Karlmann), Ludwig のみを対象にした相続案を作る。当時カールは、タシロ問題の処理に追われレーゲンスブルクに滞在中で、タシロ裁判は味方も作ったが敵も作った、と彼は意識していた。その彼のところにフランクの豪族を巻き込んでの謀反の報せ、カールを殺害しピピーンを王座に即ける、との報告が入った。直ちにカールは手を打つ。共謀者は残酷な罰を受け縛り首にされた者もいた。22 歳のピピーンは剃髪されて僧院ザンクト・ガレンに送られ、その後プリム Prüm の僧院で死ぬ。

にこの年代記の787年の記述は注目されて良い、とBecherは言う。「ムル バハ年代記」では以下の如く描写される:「フランク国王カールはローマか ら引き返す途上、パヴィア Pavia の町でランゴバルド人を集め、その会議で 彼らのうちの非常に欺瞞的な者たちをフランキアに追放した。それからフラ ンキアに行きヴォルムスに滞在した。引き続いてフランク軍を召集、アレマ ニア人とバィエルン人の国境に向かいレヒと呼ばれる河まで進んだ。そこへ バィエルン太公タシロがカールを訪れ、彼に、その上部先端に人間の姿が象 られている笏43)と共に自分の領国を返還した。 タシロはカールの家臣になり、 カールにその子息テーォドを人質として差し出した40 |。「王国年代記」に記 載されていなかったランゴバルド人の叛乱がここには記され,カールが三軍 を以ってバィエルン征討に向かった、という「王国年代記」の記述は姿を消 す、と Becher は指摘する。

Becher は、 タシロについての「王国年代記」の記述が初めて他の年代記 からも支えられた、とし、787年の太公タシロの家臣としての託身は信頼で きる、と言う。しかし、それが757年の託身の反復である、との「王国年代

⁴³⁾ Wolfram, Fürstentum, S.170 によれば「Karl Hauck はこの『笏 baculum』 をアギロルフィング家伝来の笏、とし、笏の上部の人間の姿を氏族と衆民の先 祖,『一族一統の祖 pater generis et gentis』としている。タシロはこの笏を古 い墓丘に立って渡したのであろうが、氏族とも部族とも無縁のカーロリング家の カールにこれを差し出したことは、タシロの、彼の『部族』の、彼の『生国』の 全面的敗北を意味すると同時に、タシロが主体的に支配権の相続を放棄したこ と、を意味する」

⁴⁴⁾ MGH SS Tom. I, ed. von G.H. Pertz, 1826, Hannover. S.43. Carolus rex Francorum de Roma revertens, ad Paveia civitatem Langobardos congregavit, et exinde fraudelentissimos eorum in Franciam exiliavit. Ipseque venit in Franciam, et ad Wormaciam resedit. Postea autem commoto exercitu Francorum perrexit in fines Alamannorum et Beiweriorum, ad flumen quod appellatur Lech. Illucque veniens Dessilo dux Beiweriorum ad eum, et reddidit ei cum baculo ipsam patriam, in cuius capite similitudo hominis erat, et effectus est vassus eius, et Theodonem filium suum dedit ei obsidem.

記」の記述を受け継ぐ年代記は存在しないことも,彼は指摘する。「王国年代記」の記者自らが我々に与えた情報,つまり 781 年の諸種誓約の更新,について記者が 787 年の項で一言も言及していないのは,首尾一貫性に欠ける,と Becher は苦言を呈し,基本的にカーロリング派の年代記,即ち「ロルシュ年代記」,「ムルバハ年代記」,「ケスニゥス年代記断章」がタシロの諸種誓約の更新を証言していない点からして,Becher は 757 年及び 781 年の「王国年代記」の記事は事後的に,即ち 790 年頃の時流に沿って,作成されたもの,と断定する。(S.63)

2-8. 788 年の太公タシロ 3 世に対する裁判

諸研究は、タシロ裁判を描写する際「王国年代記」に大きく依存する。 Karl Brunner だけは「ロルシュ年代記」と「ムルバハ年代記」の持つ意義 を指摘し、これら二つの年代記には王宮から独立した視野を持つ「失われた 伝統の名残り」を認めることができる、と言う。

「王国年代記」788年の項はタシロ裁判の様子を伝える45)。カールはイン

^{45) 「}王国年代記」 FvS Bd.5 S.54. et coeperunt fideles Baioarii dicere, quod Tassilo fidem suam salvam non haberet, nisi postea fraudulens apparuit, postquam filium suum dedit cum aliis obsidibus et sacramenta, suadente uxore sua Liutbergane. Quod et Tassilo denegare non potuit, sed confessus est postea ad Avaros transmisisse, vassos supradicti domni regis ad se adortasse et in vitam eorum consiliasse; et homines suos, quando iurabant, iubebat, ut aliter in mente retinerent et sub dolo iurarent; et quid magis, confessus est se dixisse, etiamsi decem filios haberet, omnes voluisset perdere, antequam placita sic manerent vel stabile permitteret, sicut iuratum habuit; et etiam dixit, melius se mortuum esse quam ita vivere. 「そして信頼できるバィエルン人たちが言い出した:タシロはしっかりと誓約を 守っていない、彼は他の人質と共に自分の息子を差し出し、誓約をした後でも、 彼の妻リゥトビルクに唆されて欺瞞を重ねた、と。これをタシロは否定できず、 彼は、アヴァール人の許に使者を派遣した、既述の国王の家臣を自分のところに 呼び寄せ彼らの命を狙った、と告白した。タシロは、自分の臣下が誓約をする と、彼らを呼んで、誓約をしても心は別でいいのだ、表面を取り繕うことだ、と

ゲルハィム Ingelheim で王国会議を開く。この会議に国王の命令でタシロ及 びその家臣が出席する。その場でタシロは自分の家臣から糾弾される。タシ 口も罪を告白せざるを得ない。タシロの不誠実を理由にタシロを断罪するの がこの会議の主目的だったのだろうが、どうもこれらの罪だけでは断罪する には不充分、と思われたのか、25年前の事件、763年にタシロが犯したとさ れる「戦列離脱」が持ち出される46)。この判決に際してフランク人が大きな 役割を演じたようである。「王国年代記」 記者が様々な場面でフランク人の 関与を強調してきたのも、この場面を念頭に置いていたからであろう、と Becher は言う。「王国年代記」の記述によれば、参加者=裁判官=貴族(= 豪族)=フランク軍は「彼の以前の様々な悪行、彼が国王ピピーンの戦列を 離れたことを想起しつつ」死刑判決を下すが,763年当時ランゴバルド人も ザクセン人も王国会議には未だ出席していなかった――彼らはその後になっ てフランク人に征圧されたのだから、と Becher は指摘する。更に Becher は様々な問題点を指摘する:「戦列離脱」への死刑判決が一世代後になって 初めて下されたこと、カールは死刑判決には関わらず「憐れみ」からタシロ への死刑判決を減刑する場面で初めて登場し「いと敬虔なる国王」役に徹す

命じた、とか、更に、たとえ自分に10人の息子が居ても、息子たちが誓約に縛 り付けられる位なら、 息子を 10 人とも地獄に追いやるだろう、 と言った、 と告 白した。更に、こんな風に生きるより死んだ方がました、とも言った、と」

^{46) 「}王国年代記」FvS Bd.5 S.54f. Et de haec omnia conprobatus, Franci et Baioarii, Langobardi et Saxones, vel ex omnibus provinciis, qui ad eundem synodum congregati fuerunt, reminiscentes priorum malorum eius, et quomodo domnum Pippinum regem in exercitu derelinquens et ibi, quod theodisca lingua harisliz dicitur, visi sunt iudicasse eundem Tassilonem ad mortem.「これらすべてがタシロに関して確認される。フランク人、バィエルン 人、ランゴバルド人、ザクセン人及び会議に召集された王国全地域からの者たち は、彼の以前の様々な悪行、彼が国王ピピーンの戦列を離れたこと(ドイツ語で harisliz)を想起しつつ、彼に死刑判決を下した」註73の書のS.45f. によれば、 単語 theodisca が文献上に現れたのはこれが2例目,最初に記録されたのは2年 前 (786年) の theotisce。

ること⁴⁷⁾, 記者のこのような描写により裁判の主役はカールではなく出席した貴族 (=豪族) たちであることが強調されること, 等々。

依拠的年代記では「メス年代記古本」は「王国年代記」に凡そ準ずるが、「所謂アィンハルド年代記」は「王国年代記」と大きく異なる。「所謂アィンハルド年代記」では、バィエルン人はタシロを大逆罪 crimen maiestatis 或いは reus maiestatis で告発する、即ち、タシロは、フランク王国を敵視するランゴバルド王国王女でタシロの妻リゥトビルクに唆され、アヴァール人にフランク人攻撃を煽動した、と言うのがバィエルン人の述べ立てたタシロの罪状である。これにより「王国年代記」でタシロ断罪に当たって決定的役割を果たした「戦列離脱」は影が薄くなる48、と Becher は言う。

自立的年代記では Becher は先ず「ロルシュ年代記」を取り上げる。この

^{47) 「}王国年代記」 FvS Bd.5 S.56. Sed dum omnes una voce adclamarent capitale eum ferire sententiam, iamdictus domnus Carolus piissimus rex motus misericordia ab amorem Dei, et quia consanguineus eius erat, contenuit ab ipsis Dei ac suis fidelibus, ut non moriretur. Et interrogatus a iamfato clementissimo domno rege praedictus Tassilo, quid agere voluisset; ille vero postolavit, ut licentiam haberet sibi tonsorandi et in monasterio introeundi et pro tantis peccatis paenitentiam agendi et ut suam salvaret animam. Similiter et filius eius Theodo deiudicatus est et tonsoratus et in monasterio missus, et pauci Baioarii, qui in adversitate domni regis Caroli perdurare volebant, missi sunt in exilio. 「しかし全出席 者が異口同音に、彼を死刑に、と叫ぶ中、既述のいと敬虔なる国王カールは、神 への愛から憐れみの情に動かされ、タシロは彼の血縁者であったため、神及び国 王に誠実な彼ら出席者から死刑判決撤回を獲得した。前述のいと慈悲深き国王か ら、何を望むか、と尋ねられた既述のタシロは、剃髪し僧院に入り犯した多くの 過ちを償う許しを得て、自身の霊魂を救済したい、と乞うた。彼の子息テーォド も裁かれ、剃髪され僧院に送られた。国王カールに逆らい続けようとした少数の バィエルン人は追放された」

⁴⁸⁾ Becher は,その後の harisliz の扱いについて 「これは大逆罪の一部を成す」 とされ,Capitulare Italicum(801 年)と Capitulare Bononiense(811 年)で カールは「harisliz は大逆罪として死刑に処す」と規定した,と付言している。 (S.67)

年代記も「王国年代記」同様、タシロ裁判正当化のための資料を思わせるも の、と彼は述べるが、「王国年代記」との違いも拾い出す。「ロルシュ年代 記」によれば,インゲルハィムの会議の進行中に,タシロに起因して,軋轢 が生じる。その原因は、記者によれば「タシロのまたと無く邪悪な陰謀」と のフランク人の告発にある。しかしその陰謀とは、妻リゥトビルク及び隣接 するキリスト教徒及び異教徒の民族の助けを借りてフランク人攻撃を図った、 という漠たるもの。このフランク人の告発に続いて、バィエルン人の太公顧 問たちがタシロ攻撃をした、と記者は述べる。Becher は、この年代記の記 者リヒボドはタシロの「戦列離脱」には触れていないが、リヒボドにとって は、タシロの異民族との連携がフランク王国にとって許せない犯罪だったの だろう、と推測する。また、裁判におけるフランク人の役割は「王国年代 記」同様描写されているが,ランゴバルド人やザクセン人については触れら れていない、と Becher は言う。この年代記は、カールは、タシロを僧院入 りさせた後,バィエルンの古都レーゲンスブルクに行き.服属の証として人 質を受け取り、この国を彼の考え通りに組織した、と淡々と記述する、と Becher は指摘する。

「ケスニゥス年代記断章」はタシロ一族のその後の運命について情報を提供する。タシロは7月6日にザンクト・ゴアール St. Goar で、テーォドはトリーア Trier のザンクト・マクシミーン St. Maximin で剃髪され、 タシロの二人の娘はシェル Chelles とラーン Laon の僧院に入れられ、彼の妻リゥトビルクも僧院入りした、と。Becher は、この年代記には裁判叙述が一切無いだけに、カールによるバィエルン占領は、「ロルシュ年代記」の記述の場合同様、異国による「ごく当たり前の占領」として描かれる、と指摘する。「ムルバハ年代記」はどうか。この年代記も王宮派年代記とは異なった描写をしており、共和記述は無い、よ Popher は言る。NT に、「イルバル年代

写をしており、裁判記述は無い、と Becher は言う。以下に「ムルバハ年代記」に基づく Becher の叙述を引用しよう:「タシロがインゲルハィムに来た後、国王カールは、恐らくタシロに隠れて、バィエルンのタシロの妻子の許に使者を遣わし、彼の妻子と彼の財宝及び一族郎党を連れて来させる49)。

タシロの妻子・財宝がインゲルハィムに到着した後でフランク人はタシロに 摑みかかり、彼を武装解除、国王カールの許に引き連れて行く。カールは従兄弟タシロに、今までに多くの他の民族と共に企んだ陰謀等について訊ねる。タシロはこれを否定できない。否定できなかった理由が、妻子が既に捕われて先行きを見通せなくなったからか、実際にタシロに罪の意識があったからか、は詳らかにされない。カールはタシロの剃髪と僧院送りを決定する。タシロは、剃髪は屈辱的行為なので公開の場でしないで欲しい、とカールに頼む。タシロはザンクト・ゴアールの僧院内で剃髪され、続いて僧院ジュミエージュ Jumièges に送られる。彼の二人の子息テーォドとテーォトペルトTheotpert も剃髪され、太公妃リゥトビルクも追放される500。振り返って見れば、タシロは、787年カールの家臣になり 788年インゲルハィムに姿を現した。恐らくこの時タシロは、彼の支配権に関してはカールに服属した以上もはや大きな危険は無い、と考えたと思われる。さもなければ 788年に、タシロはバィエルンに留まるか、義兄弟ランゴバルド国王アーデルヒス

⁴⁹⁾ この記述を裏付ける資料が 1972 年春 Bernhard Bischoff により Regensburger Staatliche Bibliothek で偶然発見された。この資料は僧リットプランド Liutprand がタシロの息女コタニ Cotani に宛てた手紙で、この手紙には、リットプランドと無名のバィエルンの僧がフランク王国の宮廷で行なった交渉が失敗 に終ったこと、更に、公女コタニにフランク王国宮廷に出頭するように、との命令が下っていること、早急に私と共にインゲルハィムに行かれるように、という命令に近い内容が認められている。この発見により「ムルバハ年代記」の記述の正当性が確認された。 Vgl. Bernhard Bischoff, Salzburger Formelbücher und Briefe aus Tassilonischer und Karolingischer Zeit, Verlag der Bayerischen Akademie der Wissenschaften, 1973, München. S.20f. und 55.

⁵⁰⁾ リットビルクについては同じく僧院入りした、とも、不詳、ともされる。

⁵¹⁾ Adelchis, 生没年不詳。 最後のランゴバルド国王デジデーリゥスの子息、759年以降デジデーリゥスと国王の肩書を共にする。774年父と共にカール大帝により王位を追われ、デジデーリゥスはパヴィアで抵抗を続けたが、アーデルヒスが逃れたヴェローナ Verona はフランク王国に降伏する。そこでアーデルヒスはビザンツ帝国に逃れ、政治亡命者として元老の肩書を得、その地でランゴバルド王国復興の努力を続けるが、788年カラブリア Kalabrien に上陸したビザンツの派遣軍がフランク王国派の軍に打ち破られ、最終的に失敗に終る。

Adelchis⁵¹⁾ のように亡命の道を選んだだろう。 タシロは,家臣に加わることが廃位の前段階になろうとは予想だにしなかっただろう。 それにタシロには,自らの権力手段たる妻と次男テーォトペルト,更に財宝がカールの手の届かない所に温存されている,という自負もあった。しかしカールの奇襲攻撃は完全にタシロの裏をかいた」——「ムルバハ年代記」の記者は 788 年の記述の末尾でカール大帝を大仰に褒め称えることにより,公けにはカーロリング派のポーズをとる。が,実際には反カーロリング派貴族(=豪族)の側に立っていたのかも知れず,それだけにこの記述と「王国年代記」の記述の齟齬は興味深い,と Becher は言う。

2-9. 788 年以後の僧タシロの運命

タシロの僧院入り後は「王国年代記」は彼のその後について完全に沈黙する。「王国年代記」の記者にとってはタシロの支配領域は事実上も国法上もカールの手に移ったのであろうが、バィエルンではフランク王国の遣り口の合法性についてかなり疑問が生じたらしい。カール自身も、794年の「ロルシュ年代記」の報告 52 にあるように、疑念を抱いていた。このようにBecher は書いて、フランクフルトの王国会議に触れる。これにタシロも僧院から連れ出され参加する。この会議で作成された「覚書 capitulum 53 」は

⁵²⁾ Annales Laureshamenses, in: MGH SS Tom. I, ed. von G.H. Pertz, 1826, Hannover. S.36. Et in ipso sinodo advenit Tassilo, et pacificavit ibi cum domno rege, abnegans omnem potestatem quam in Paioaria habuit, tradens eam domno regi. 「そしてその王国会議にタシロが現れ, そこで彼は国王と和解し、彼がバィエルンにおいて持っていた権能をすべて放棄しそれを国王に移譲した」

⁵³⁾ Synodus Franconofurtensis, in: MGH LL secto III. Concilia, Tom. II, Concilia aevi Karolini I. Pars I, ed. von Albert Werminghoff, 1906, Hannover-Leipzig. Nr.19 (794) G., S.165f. His peractis de Tasiloni definitum est capitulum, qui dudum Baioariae dux fuerat, sobrinus videlicet domni Karoli regis. In medio sanctissimi adstetit concilii, veniam rogans pro commissis culpis, tam quam tempore domni Pippini regis adversus eum et

カールとタシロの合意を詳しく伝えている。この「覚書」によれば、タシロは従兄弟カールと和解し、彼がバィエルンに対して持つあらゆる権能 potestas を放棄する。タシロは、僧院に捕えられていたものの、政治的には権能を持った大物だった。カールはタシロを廃位させはしたが、彼の権能は入手

regni Francorum commiserat, quam et quas postea sub domni nostri piissimi Karoli regis, in quibus fraudator fidei suae extiterat, indulgentiam ut ab eo mereretur accipere, humili petitione visus est postulasse, demittens videlicet puro animo iram atque omnem scandalum de parte sua, quaeque in eo perpetrata fuisset et sciebat. Necnon omnem iustitiam et res proprietatis, quantum illi aut filiis vel filiabus suis in ducato Baioariorum legitime pertinere debuerant, gurpivit atque proiecit et, in postmodum omni lite calcanda, sine ulla repetitione indulsit et filiis ac filiabus suis in illius misericordia commendavit. Et idcirco domnus noster, misericordia motus, praefato Tasiloni gratuitu animo et culpas perpetratas indulsit et gratia pleniter concessit et in sua aelemosina eum in amore dilectionis visus est suscepisse, ut securus Dei misericordia existeret inantea. 「その後で、前バィエルン太公で国王カールの従兄弟タシロについての 覚書が作成された。タシロは神聖な会議場の中央に立ち、国王ピピーンの時代に 彼及びフランク王国に対してなした過失について、及び、後に敬虔なる我らの国 王カールの元でなした過失、並びに国王カールへの誠実を裏切った罪について赦 しを求めた。タシロは国王から慈悲を得たい、と謙虚に願い出た。タシロは、心 も清らかに、彼の心に生まれた怒りや不満をすべて押し鎮めた、と述べた。更に 彼はバィエルン太公国において彼及び彼の子息息女に法律上帰属する全ての権能 及び財産を放棄した。タシロは、騒乱がすべて沈静化した後もそれらについて返 還請求をしないことに同意し、彼の子息息女を国王の慈悲に委ねた。そこで我々 の国王は、憐れみの情に動かされ、既述のタシロの罪過を大らかに赦し、暖くタ シロを敬愛を込めて受け入れた。神の恩寵により国王の立居振舞いは以後晴朗 だった」。付言するならば、この「覚書」の中で、Becher は、ピピーンとカール に対する「罪過 culpae」を厳密に区別する。上の日本文はその Becher の解釈 に従って訳出した。しかしラテン語原文は、読めば分るように、相当に乱れてい る。従って、この原文は Becher の解釈を許さないこともないが、そのような区 別が適切かどうかは,研究者の間でも意見の分かれるところである。もし峻別が 不適切なら,訳文4行目の「並びに国王カール」を「並びに国王たち」に改める ことになる。

できなかった。 何故なら 「バィエルン部族法典」 第 III 章第 1 項⁵⁴⁾には太公 職は代々アギロルフィング家に帰すと明記されているからである。従って カールがタシロの権能を入手するためにはタシロにそれを自身の意思で放棄 させなければならなかった。「覚書」を読んで受ける印象は「王国年代記」 が与える印象とは大きく異なる。

この「覚書」は王国官房の手になるが、事柄は比較的客観的に記述されて いる、と Becher は述べる。カールにとってはタシロの同意が重要で、タシ 口が王国会議に現れることでカールは自らのバィエルン占拠の合法性に対す る世間の疑念を払拭したかった。それ故、カールはタシロの意を迎えざるを 得なかった。この会議の場でタシロは誠実誓約違反の罪を「自らの誠実を騙 る詐欺師 fraudator fidei suae」との表現でカールに対しては容認するが、ピ ピーンに対しては「過失 culpae」を認めるのみ。「王国年代記」は, タシロ は両者に対して誠実誓約違反の罪を犯した、つまり「すべてに亙って誤った 悪しき行為に及んだ in omnibus peccasse et male egisse (註 39 参照)」,として いた。フランクフルトのこの王国会議の記録はピピーン時代のタシロの「戦 列離脱」については一切触れていない。これは「王国年代記」に対する批判 と受け止められよう、と Becher は言う。 タシロが自己の持つ権能を公的に 放棄したことにより、アギロルフィング家は、あるいは可能だったかも知れ ないお家再興、の基盤を法的にも失う。

2-10. 誠実誓約に関する「王国年代記」の資料価値

以上の検討から、787年までのタシロに関する「王国年代記」の報告は改 竄された部分もあれば公式見解に基づいて書かれた部分もある, と Becher

^{54) 「}バィエルン部族法典」第 III 章第 1 項(208 ページ以下)によれば「太公は人 民に君臨する者にして、彼は常にアギロルフィンガー氏族より出でたるもの、且 つ出づべきものなり。けだし吾人の先王は、しかく彼等に承認したればなり。す なはち、彼等の氏族の中にて國王に對し忠實にして賢明なりし者、かかる者を ば、彼等(吾人の先王)は、その人民を支配せしめんがために太公に任命したる なりし

は纏める。改竄部分は757年及び763年の報告,即ちタシロの誠実誓約及び託身,「戦列離脱」であり、公式見解による部分は748年のグリーフォに関わるバィエルンを巻き込んでの戦いの報告と、781年のカールとタシロのヴォルムスでの出会いの報告である。Becher は、「王国年代記」の記者は788年の裁判もカーロリング派の見地から記述することに努力したが、787年の報告だけはほぼ信頼できる、とする。

748年,757年,763年についての世人の記憶は788年には色褪せている。従って王宮側は自らの意図に添って記述することができた。しかし781年は世人の記憶に未だ新しいので,「王国年代記」も真実に若干奉仕する結果となったが,このような「王国年代記」批判も,同時代の年代記があればこそ可能であった。しかし例えば信頼できる「編年誌続編」がある事柄に対して沈黙しているからと言って,その事柄の存在が否定できるかと言うと,それは不可能,沈黙は否定ではないのだから,と Becher は言う。

「王国年代記」が書き始められた頃、即ち 787 年頃、カールは様々な問題に直面していた:ザクセン人の相変わらずの叛乱、786 年のハルドラドに率いられた東フランク人とティーリンゲン人の蜂起、ブルターニュ人 Bretonen の暴動、787 年のベネヴェント太公アリヒス Arichis von Benevent 55 の謀反、それにタシロの不穏な動き。789 年には東スラヴ人の一派ヴィルツェン人 Wilzen の侵攻。カールはこれらをすべて鎮圧し自らの意思を貫徹する。

⁵⁵⁾ Arichis von Benevent (*774-太公 758-†787) は,LMA, Bd. I, Sp. 930f. によれば,591 年以来ベネヴェントを支配する太公家の出で,ランゴバルド国王デジデーリゥスの息女アーデルペルガ Adelperga と結婚,タシロとは義兄弟の関係にあった。彼の政策は支配権の拡大及び保全にその中心があり,ランゴバルド王国,教皇,ナポリやビザンツ帝国の出方を常に注視していた。774 年,ランゴバルド王国がカール大帝に征服されると,彼は,自国をランゴバルド王国の後継独立王国と位置付けて王座に即いた。ナポリに対して彼は軍事行動を繰り返した。その結果,787 年,教皇の策動でカールに征服され,カールの高権を承認し人質と貢納金を差出す。アリヒスはビザンツ帝国とは良好な関係を維持,彼の死の直後,ビザンツの使節団が彼を元老にした旨を伝えに来た。彼は文化面でもベネヴェントに貢献した。

この時代はフランク王国の正念場であった。従って「王国年代記」の記者は このような危機感を背景に執筆した。フランク王国の諸太公も公式にはフラ ンク人に従属する。これが王宮の考える「正義 iustitia」であった。748年タ シロはピピーンからバィエルン太公に任じられる、とされるが、そののち独 立を謳歌し、763年タシロはこの「正義」を破ってしまう、そういうタシロ を 788 年 「正義」 感に燃える貴族(=豪族、実体的にはフランク軍)が断罪す る、というのが「王国年代記」記者の記述の骨子となる、と Becher は言う。 そして Becher は言う:「タシロについての『王国年代記』の詳細な報告、 『正義』という言葉の多用,757年及び763年の事態の改竄,781年および 788年の出来事の改変、 これらは単にバィエルン併合の正当化だけを狙った ものではなかったのである」(S.76)

2-11. 誓約,788年以前と以後

Becher は,現存する最古の誠実誓約範例 Treueidformular は 789 年の誠 実誓約範例(以後 789 年 A と省略)と、802 年の誠実誓約範例(802 年 B)と同 年のもう一つの誠実誓約範例 (802年C) の二つ、合計三つである⁵⁶⁾、とし、

⁵⁶⁾ 誠実誓約範例 A: Duplex legationis edictum, in: MGH Capitularia Regum Francorum, ed. von Alfred Boretius, Tom. I, Nr.23,18, S.63. Sic promitto ego ille partibus domini mei Caroli regis et filiorum eius, quia fidelis sum et ero diebus vitae meae sine fraude et malo ingenio. 「私, 誰某は, 私の主人 である国王カール及びその子息たちに対して、私の生存中、邪念を抱いたり悪心 を起こしたりせず,誠実であることを誓う」

誠実誓約範例802年B:同上, Nr.34,19, S.101. Sacramentale qualiter repromitto ego, quod ab isto die inantea fidelis sum domno Karolo piissimo imperatori, filio Pippini regis et Berthanae reginae, pura mente absque fraude et malo ingenio de mea parte ad suam partem et ad honorem regni sui, sicut per drictum debet esse homo domino suo. Si me adiuvet Deus et ista sanctorum patrocinia quae in hoc loco sunt, quia diebus vitae meae per meam voluntatem, in quantum mihi Deus intellectum dederit, sic attendam et consentiam. 「誓約により私は、今日から先、敬虔なる皇帝カー ル、国王ピピーン及び王妃ベルタの子息たるカールに、心清らかに、邪念を抱い

789年Aは786年のハルドラドの蜂起をきっかけにカール大帝が作成を指 示したと推定される一方、802年Bと802年Cは、「正義 iustitia」の強調が 見られることから、タシロ問題との関わりを連想させる、とする。この三つ の誠実誓約範例の相互関連は、789年Aは802年Bの手本になる。802年C は802年Bに大きく依存するが、802年B経由で789年Aの内容をも取り 込み,802年Cは802年Bを短縮したものに留まらず独自の要素を含んで いる、と Becher は言い、誠実誓約範例に現れる個々の問題の検討に移る。 (A) sacramentum:この語の持つ意味の一つ,「誠実誓約」についての歴 史的検討に Becher は入り、メーロヴィング朝での誠実誓約の機能を検討し 「メーロヴィング朝では誠実誓約は国王即位にとっての本質的構成要素では なかった。国王は、即位すると、誠実誓約を臣下から請求する。誓約者は誓 約の提供によりその支配を明確に承認する。誠実誓約の機能は、従って、国 王の支配権を確保し拡大するものではあっても、国王の支配権を根拠付ける ものではなかった」と位置付ける。続いて彼は、キリスト教徒とローマ人の 元での sacramentum は、キリスト教徒にとっては「秘蹟」「受洗の誓い」 であり、ローマ人にとっては「軍旗への忠誠の誓い Fahneneid」であった。

たり悪心を起こしたりせず、彼の王職に対して、正義に則り臣下がその主人に対して在るべきように誠実であることを誓う。神の励ましを受けつつ、ここにある聖遺物にかけて、神から授けられた知力の及ぶ限り、私の生存中、私の意志に基づき、この誓約に留意し同意することを誓う」(ベルタ=ベルトラーダ)誠実 誓 約 範 例 802 年 C : 同上、Nr. 34,19、S. 102. Sacramentale qualiter repromitto ego: domno Karolo piissimo imperatori, filio Pippini regis et Berthane, fidelis sum, sicut homo per drictum debet esse domino suo, ad suum regnum et ad suum rectum. Et illud sacramentum quod iuratum habeo custodiam et custodire volo, in quantum ego scio et intellego, ab isto die inantea, si me adiuvet Deus, qui coelum et terram creavit, et ista sanctorum patrocinia. 「誓約により私は、敬虔なる皇帝カール、国王ピピーンとベルタの子息たるカールに、彼の王権と彼の正義に対して、正義に則り臣下がその主人に対して在るべきように誠実であることを誓う。私の理解力と知力の能うる限り、この日から先、天地を創造した神の励ましを受けつつ、この聖遺物にかけて、私が行なった誓約を尊重し且つ尊重する意志を持つ」

とする。この両概念の元で宗教者たる「キリストの兵士 milites Christi」が 生まれる。sacramentum は神格化された皇帝に対し聖・俗界に亙る生殺与 奪の権を与える。「誠実の誓い sacramentum fidelitatis」の根源的機能はこの 辺りに求められよう、と Becher はする。このような sacramentum が、ゲ ルマン人とローマ人の軍事的接触に媒介されて「軍旗への忠誠の誓い」の概 念でフランク人の許に入る。中世初期のフランク人には戦闘員と非戦闘員の 区別はもはや無く、「軍旗への忠誠の誓い」も「臣下誓約 Untertaneneid」も 同義であった。具体的に言えば、ローマに服属したフランク人はローマの支 配域辺境に入植させられることもあり、嘗ての敵国人である彼らからは誓約 が求められた。またローマとの諸誓約 foedera に基づき軍務についたフラン ク人もいた。更にフランク人諸王の中にも「軍旗への忠誠の誓い」を固めた 上でローマ帝国指導部に参加した者もいた。これらの人々の行なった誓約は 「軍務誓約 sacramentum militiae⁵⁷⁾ | に纏められる。この sacramentum militiaeが、ローマ軍と関わったゲルマン人を経て、ゲルマン諸国に入り、その 段階で militiae が一般ゲルマン人にとって概念的に把握しにくかったため 排除され sacramentum となった可能性が高く、古代から中世初期への連続 性をこの sacramentum に求めるとすれば、「軍権への忠誠の誓い」という 概念を介してである、と Becher は分析する。支配者が配下に誓約を行なう よう求める時点について、Becher は、ローマ時代の軍務誓約は毎年、メー ロヴィング朝の誠実誓約は国王にとって適切と思われた時点、カール大帝の **盲誓はカールの決断に従って、である、と述べる。**

(B)pars:Becher は「王令覚書集」や「王国年代記」や「編年誌続編」等 に現れる pars という単語を分析する。pars の基本的意味は、全体の「部 分」であり、これはローマの法律用語にも「互いに向かい合う人・集団」の 意味で既に出てきている、と言う。この語は一種の技術的慣用語として使用

⁵⁷⁾ Becher は sacramentum militare と sacramentum militiae の双方に Soldateneid の訳語を与えているが、sacramentum militiae に統一することが 好ましい。

されているもので pars を用いなくてもその主旨は表現できるが、この語を用いれば読者の理解を得やすい、とし、pars は、対等な両者の一致を表現する場合は主格 (pars, partes)、他方への誓約・服属・朝貢を表現する場合は与格 (parte, partibus)、或いは前置詞 ad, pro を伴って (ad partem, pro parte) 表現される、とする。pars のこの語法は、「フレーデガル編年誌続編」、「フレーデガル編年誌」を経て「歴史 10 巻589」にまで遡ることができる、とBecher は言う。

- (C) 子息を含む誠実誓約:バィエルン太公タシロ3世は757年コンピエーニュでフランク国王ピピーンとその二人の子息に誠実誓約を行なった。このような、王子をも含めた誠実誓約はその例が過去にも若干見られるが、その場合の前提条件は、その王子が王位継承者に指定されているか、或いは、既に国王のランクに達しているか、である、とする。この種の誠実誓約は基本的にメーロヴィング朝まで遡及し得る、と Becher は言う。
- (D) sine fraude et malo ingenio:763年バィエルン太公タシロはピピーンの戦列を離れた,とされ,「王国年代記」では,タシロ3世は「悪心を起こし per malum ingenium,邪念を抱いて per ingenia fraudulenta」とその状況が説明される。一方,789年 A には sine fraude et malo ingenio,802年 B には absque fraude et malo ingenio という語句が見られる。Becherは,これらの表現は「悪意阻止規定 Arglistklausel」であり,この種の規定はローマ時代にもあった,と言う。fraus,fraudulens,fraudulenter等の単語は,ローマ時代を経てメーロヴィング朝の事象を記録した史書「フレーデガル編年誌」や「フレーデガル編年誌続編」,更にカーロリング朝に入って「王国年代記」にも現れるとし,その殆どすべてが,誠実誓約への違反行為を表現する場合に使用され,1975年の G. Köbler の「ラテン語ゲルマン語事典 Lateinisch-germanisches Lexikon」には,fraus は古代高地ドイツ語では untriuwa(不誠実),と示されている,と Becher は指摘する。以上の検

^{58) 「}歴史10巻 Decem libri historiarum」はトゥールのグレゴリゥス Gregor von Tours (*538/39-†593) の手に成る。

討を経た後、Becher は「公式史書『王国年代記』における使用語彙の選択及び 789 年と 802 年の両誠実誓約範例への『悪意阻止規定』の組み込みは、同一の支配構想に発し、タシロ事件がその根底にある」と明言する。以上のBecher の検討結果からすれば「悪意阻止規定」の日本語訳は「誓約に違反せず悪心を起こさず」となろうか。

- (E) 誓約と代理人: Becher は、国王の代理人が誠実誓約を受けられるかどうかについて言及し、メーロヴィング朝においても、太公、伯、王使、軍司令官等が王に代わって誓約を受けることが常態であったことを諸種の史書から証明する。但し、カーロリング朝になってから暫時は国王が直接に誓約を受けたようである。が、全国民から誠実誓約を受けるとなるとそれは不可能なので、王使に代行させた、とする。

⁵⁹⁾ Becher は更に vassus dominici について説明する (S.152f.): ケルト語起源の vassus は「主人の配下」の意で、厳密な規定を受けた術語ではなく一般的に「従属者」を示すのみだが、単なる vassi ではなくて vassi dominici (=königliche Vasallen) となると、これは明確な概念規定を持ち、司教、僧院長、伯に次ぐ役職で、主たる仕事は、国王の指示による王国内巡行、王宮への出仕及び王国会議への出席である。しかしその最大の任務は、王国会議で出兵決議が下さればそれに従って軍務に就くことで、これを拒否すると官職 honor と領国 beneficium を失う。honor については本稿 2-11. (I) 参照。

に取って、王国のこのような要請に応えた、と Becher はして、802 年 B、C の文言は「王国年代記」に記述されたタシロの誓約文言に共通する点を持つが、上述の「王宮の最大関心事」からすれば、これは当然のことであろう、と言う。

(G) per drictum: 757年タシロがカールに行なったとされる誠実誓約に per iustitia が出てくる。 また 802 年 B, C には per drictum⁶⁰⁾ という語句 が見られる。Becher は、この両者は同じ内容を表わす、と言う。正義 iustitia は公正 aequitas と共に古来キリスト教世界の支配者の持つべき徳義とさ れる。ところで「正義」は常に具体的である。ランゴバルド人から聖ペテロ の「正義」を守るためにピピーンは戦争をした。アキタニア太公ヴァィファ ルから同地にあるフランク3:国教会の「正義 | を守るために彼は戦いを構え た。アヴァール人からキリスト教会の「正義」を守るためにカールは戦いを 仕掛けた、という具合。つまり「正義」は戦争を合理化する中心的概念とし て用いられてきた、と Becher は指摘する。「正義」は、従って、具体的内 容を持つが故に「権利」でもある。757年にタシロが行なったとされる誠実 誓約において初めてこの iustitia が誠実誓約に加わり,「正義」 は dominus - homo 関係と共に大きな力を発揮し、 臣下即ち誓約者は、 支配者の 「正 義」即ち「権利」の尊重を余儀なくされる。per drictum 及び per iustitia の意を充全に伝えるとすれば「支配者の正義、即ち権利に則って」となろう。 因みに drictum, iustitia はドイツ語では「正義」と「権利」の双方を意味 する『Recht』がその訳語に当てられる。

(H) regnum et rectum: 802 年 C は誓約者に「彼(=カール大帝)の王権と彼の正義へ ad suum regnum et ad suum rectum」の誠実を義務付ける。カールは789年「フランク王国の国王にして導き手 rex et rector regni Francorum」という名辞を自らに与える。rector という名辞は806 年の「王国分

⁶⁰⁾ Becher によれば(S.163), drictum は平俗ラテン語 directum(=rectum)に 由来する。一般人に誓約内容を理解し易くするために用いられたのだろう, とされる。

割令 Divisio regnorum」にも出ており,以後その数を増す。このような対語 は教父アゥグスティーヌス Augustinus⁶¹⁾ の名辞論 Nomentheorie⁶²⁾ の影響を 受けた結果で、名辞論は、セヴィリァのイシドル Isidor von Sevilla⁶³⁾、偽キ プリアーヌス Pseudo-Cyprian⁶⁴⁾ を経てアルクィン Alcuin に受け継がれ、フ ランク王国に影響を与えた、と Becher は言う。名辞論によれば、王権の所 持者 rex の責務は「曲がったことを矯正し、正しきを鼓舞し、聖なるものを 尊崇する」ことにあり「臣下の導き手 rector | になること,それをしない君 主は不適切な支配者,君主の名に値しない暴君,とされる。この影響を受け てカールが自己確認のために用いた称号が「王者にして導き手」であり、そ の対応として「王権と正義」という表現は理解されねばならない、と

⁶¹⁾ Aurelius Augustinus (*354-430) は、キケロ Cicero の失われた作品「ホル テンジゥス Hortensius」に刺激されて哲学と関わるようになり、後にローマで アムブロジゥス Ambrosius の説教を聴き,キリスト教に生きる決心をする。西 方教会の教父として最も重要な人物で、ヨーロッパのキリスト教を代表する-人。彼の書でカール大帝に影響を与えたのは「神の国 De civitate Dei」と「キ リスト教の教え De doctrina christiana」とされている。

⁶²⁾ 名辞論とは、簡単に言えば、名は体を表わす、という説で、語源論にも関連す る。rex の語源は regere「統治する,正しく導く」及び「corrigere 正す」。

⁶³⁾ Isidor von Sevilla (*560-†636),セヴィリァの大司教。〈当代に比類なき学 者、世の終りまで最も優れた学識の土〉という賛辞に違わず、神学・歴史・文 学・科学等多方面に亙って多数の著書を残す。彼の著作は、古代の文物に関する 知識の源泉として、中世を通じて西欧世界に強い影響力を及ぼした。彼の著作の 一部は 790 年代に Alcuin グループによって古代高地ドイツ語に翻訳された、と 言われる。

⁶⁴⁾ Cyprianus von Karthago (*200/210-†258), 平凡社百科「キプリアヌス」の 項によれば、彼は246年ころキリスト教に回心し、249年カルタゴの司教とな る。ヴァレリアーヌス帝による迫害の中で殉教する。迫害の際に逃亡し後に教会 に戻った者を受け入れるべきかどうかが問題となったとき、キプリアヌスは一定 の悔い改めを課しこれを行なった者は受け入れてよし、としたことからローマと 対立する。彼は,真の教会とは恩恵の機関であるが故に「教会の外に救いはな い」と言える、と考えた。彼は教会の公共性と聖性を強く自覚したキリスト者と してカトリック教会で尊ばれている。後に彼の名を付した多くの偽書が出る。

Becher は説く。

- (I) honor regni: 802 年 B で ad honorem regni sui と表現されていた部分が802 年 C では ad suum regnum et ad suum rectum に変更される。honor はメーロヴィング朝時代には「官職」の意味で使われていた。特に太公や宮宰等の上級役職を示した。宮宰職に多くを送り出していたカーロリング家一統のカールにはこの言葉は馴染み深く,この場合は「honor regius」つまり「王職」の意でこの語は用いられたのだろう,と Becher は推断する。王職は(H)で分析したように「王権と正義」に密着するものであり,従って,名辞論の影響下にあるこの表現 honor regni は regnum et rectum と何ら変わるところは無い,と Becher は言う。
- (J) 誓約とキリスト教:802 年 B,C において眼前の聖遺物にかけて誓約することが必須要素になった。現実に聖遺物に触れての誓いかどうかは範例文面からは分らない。しかし「歴史 10 巻」,「フランク人の歴史 65 」,「編年誌」等の史書によれば,6 世紀以来,聖遺物に触れての誓約は一般化した。802年カール大帝はこれを誓約に含めた訳だが,これは757年の「タシロの家臣誓約」についての「王国年代記」の記述と密接に関連する,と Becher は言う。恐らく787年にもタシロは757年同様4或いは5聖人の聖遺物に触れて誓約をしたのであろうが,802年にカールがこのような宗教的誓約の実施を決断した狙いは,キリスト教及びその権威に縋りつつ貴族(=豪族)たちに彼の王権を承認させること,にあった,と Becher は言う。

《(A)-(J)のまとめ》 カール大帝により 789 年と 802 年に提示された三つ

⁶⁵⁾ Liber historiae Francorum. この書は当初「Gesta Francorum フランク人の所業」とされていたが、MGHの編纂を通して現書名になった。著者も執筆場所も不明であるが、本書の内容は主としてノィストリア関連の事象に限られ、ノィストリア人のみをフランク人とし、アゥストリア人やブルグンド人はフランク人とはしていないことから、本書はノィストリア人の手になるもの、と想定され、執筆時期については諸研究は一致して727年とする。この書の記述に当たって参考にされた史書の一つに Gregor von Tours の「歴史10巻」が挙げられ、記述対象時期は7世紀末以後で、この時期に関する記述は信頼できる、とされる。

の誠実誓約範例に基づいてフランク王国の諸種誓約に用いられている言葉を「王国年代記」及び諸種史書に当たって検討した結果,次ぎの諸点がカール大帝により新たに誓約に追加されていることが明らかになった:第1点,「誓約に違反せず悪心を起こさず」という悪意阻止規定,第2点,「主人と臣下」の関係,第3点,「正義に基づき」という文言,第4点,聖遺物に触れてのキリスト教的誓約,第5点,カールの「王権と正義」への絶対的服従,及び「王者にして導き手」という王職の定義,第1点及び第2点は「王国年代記」で757年にタシロが行なったと報告されている誠実誓約にも盛り込まれている要素である。第5点は,既にピピーンが,ローマ教皇ツァハリアスZacharias(在位741-752)の助言も得て,751年メーロヴィング朝国王ヒルデリヒ3世Childerich III. から王位を簒奪,フランク王国国王に即位した際に用いた論理,現実の検証を経た論理,である,と Becher は言う。

これら 789 年と 802 年の誠実誓約範例は、誓約者を支配者への絶対服従に追い込むことにより、カール大帝の新たな諸施策に対する一切の反抗を押さえ付け、同時に貴族 (=豪族) を始めとする全国民をカールの意図する戦争に駆り立てることを目的としたもの、と Becher は言う。

- (K) 誠実誓約範例 789 年 A の実施規定:メーロヴィング朝の全般的誠実誓約は残っていないが,誠実誓約は6世紀以来存在した。カールはハルドラドの叛乱を鎮圧後,叛乱に同調した貴族(=豪族)の言葉,国王に誠実誓約を行なった者にしか国王への誠実義務は無い,に愕然とする。そこでカールは,この実施規定で,王国の成人全員——司教を先頭に伯や貴族(=豪族)を経て,徴兵対象の非自由民に至るまで——に誠実誓約を行なわせるよう定める。この 789 年の誠実誓約は「全般的誠実誓約」の皮切りで,導入目的は,当初は,謀反人の処罰であった。この誓約は王国民全体に課せられたので,国王と貴族(=豪族)の間に距離を置く結果を生んだ,とも Becher は言う。
- (L) 802年の両誠実誓約範例の実施規定:この実施規定でカールは、従来の 誠実誓約観——国王の生命を狙う陰謀及び外敵との結託のみを禁じていたと 受け取られていた捉え方——-を否定し、新しい誠実誓約観を具体的に提示す

る。即ち、(a) 神の掟に従う義務、と並んで、(b) 国王の財物の尊重、(c) 教会、弱者及び介護を必要とする人々の保護、(d) 国王への服従、(e) 公正な公務の執行、を挙げる。(a) では、王国は神から授けられたとされ、神に誠実な者は同時に王に誠実な者 fideles Dei et regis であることが説かれる。(b) では、王領地の横領まがいの行為を非難、(c) では、国王がこのような保護に甚く気を遣っていることを国民に知らせ、(d) では、カールは国民の従軍熊様を詳細に規定し同時に従軍義務を強調する。

《(K) と (L) のまとめ》786年のハルドラドの叛乱,及び787年のタシロの服属以来,支配者と臣下の関係を見るカールの目は大きく変化した。その一例が従来の誠実観が789年並びに802年において大きく拡大されている点である,とBecher は言う。この全般的誠実誓約が,後には未成年者をもその誓約者に加えていることから,カールにとって如何に重要な政策手段であったかが理解されよう。789年の実施規定が全般的誠実誓約に取り組むカールの戦術を表現する,とするなら,802年の実施規定はカールの支配者としてのエトスを示した,と言えよう。

2-12. 全体総括

以下に Becher による全体的総括の概要を示そう:カールは、フランク王国領土を拡大したため、存命中に既に大帝の添え名を獲得した。786年カールはハルドラドに誓約をさせるが、これはフランク王国領内の人間に彼がさせた最初の誓約である。既に早くから国制史研究者の間では、789年に続く802年の誓約と、「王国年代記」に記述されているバィエルン太公タシロがしたとされる757年の家臣誓約との関連が指摘されていた。「王国年代記」748年、781年及び788年の報告について、部分的に、アプローチは異なるが、「王国年代記」に依拠しない自立的な他の年代記から傍証を得られたが、757年の記述についてはまったく傍証は無い。従って、この記述を捏造とする議論を否定できなかった。また748年にタシロは「ピピーンの温情により」バィエルン太公に任じられた訳でもなかった。763年のバィエルン太公

の「戦列離脱」もでっち上げである。781年タシロはヴォルムスの王国会議 に参加するが、カールに家臣誓約の更新も誠実誓約もしていない。だが787 年の叙述、タシロがカールの家臣になった、との叙述だけは他の年代記から も傍証を得られる、但しそれは当然、過去になされた家臣誓約の反復として ではない。788年のタシロ裁判についての「王国年代記」の記述は「詩と真 実」の綯い交ぜでしかない。しかし「王国年代記」記者は、カール大帝によ るバィエルン併合を正当化する目的だけを追求したのではなかった。彼は、 アルヌルフィング家66)に匹敵するアギロルフィング家出身のタシロを例にと りつつ、併せて国王と貴族(=豪族)の関係、即ち命令と服従の関係、の定 着化をも狙っていたのである。バィエルン太公は、昔からフランク国王に公 式的には従属していたものの、事実上は独立を享受しつつ、太公としてフラ ンク王国貴族 (=豪族) の代表者と言ってよかった。 このタシロを臣下とし て描くことが「王国年代記」記者の最大使命であった。タシロをうまく失脚 させたカールは、789年全般的誠実誓約を王国内で実施する。この誓約文言 に「邪念を抱かず(=誓約に違反せず)悪心を起こさず」という悪意阻止規定 が入る。この文言は、タシロが763年に犯したとされる「戦列離脱」をめぐ る「王国年代記」の表現「悪心を起こし」及び「邪念を抱いて」と軌を一に し、この表現が同一の発想から出たことは明白である。また 789 年の全般的 誠実誓約には「主人-臣下」の対応表現があるが,757年のタシロが行なっ たとされる家臣誓約にも同様の表現がある。タシロについての「王国年代 記!の記述中の多くの要素が802年の全般的誠実誓約と一致する。iustitia と drictum もそうであり、聖遺物に触れての誓約についても両者は一致す

⁶⁶⁾ ピピーン家(=Pippiniden)の大ピピーン(=ピピーン1世, アゥストリア 宮宰)の娘ベッガ Begga はアルヌルフィング家(=Arnulfinger)のアルヌルフ(メス司教)の子息アンゼギゼル(Ansegisel, 宮宰)と結ばれ, 中ピピーン(=ピピーン2世)を成す。中ピピーンの子息がカール・マルテル(=Karl Martell)でカーロリング家(=Karolinger)の名はこのカール・マルテルに由来する。カール・マルテルの子息が小ピピーン(=ピピーン3世, 宮宰, 後にフランク王国国王)で、その長男がカール大帝。

る――これらのことは驚くにあたらない。と言うのも、「王国年代記」にし ても全般的誠実誓約にしても王宮周辺から生み出されたものであり、 790年 頃は、741年に遡っての「王国年代記」が王宮周辺で一気に書き下ろされつ つあったからである。一方、802年の全般的誠実誓約の持つ諸要素の中には、 メーロヴィング朝時代とも、「王国年代記」のタシロ記述とも関連を持たな い部分(「正義 rectum」,「国民の導き手 rector」,「王の職位 honor regni」等)が ある。これらは,アルクィンが媒介した名辞論の影響下に生まれたもので, 力による政策を進めて来たカール大帝が更なる支配原理を求めた証左である。 802年の実施規定でカールはその支配の根本理念を初めて明らかにする:キ リスト教の理念に基づき神の掟に適う生活を営め、支配者の財物を尊重せよ、 教会及び弱者を,寡婦を保護せよ,国王に服従せよ,即ち無条件に徴兵命令. に応ぜよ、云々。これらの政策理念を掲げつつ、カールは社会における自己 の支配者としての役割を貫徹する意志を明らかにし、そのための手段として 誠実誓約を王国内の成人全員に行なわせる。従って 802 年の全般的誠実誓約 は、カールにとっては、貴族(=豪族)の跳梁跋扈を許す既存秩序を変革せ んとする彼の努力に合法性の衣を被せる唯一の強力な政策手段であった。こ の全般的誠実誓約が新しい支配者エトスを押し広める役目を担う。

3. 784年とタシロ3世

「誓約と支配」における Matthias Becher の所論を背景に、先ず、バィエルンとフランク王国の対抗関係が従来どのように捉えられてきたか、について、目を引く論述、とりわけ Becher の論考にその基盤を提供したと考えられる論述等を取り上げてその概要を述べ、その後で 784 年に起きたフランク人によるボーツェン⁶⁷⁾事件を両国の対抗史の中に位置付けてみたい。

⁶⁷⁾ エッチュ河谷 Etschtal の北辺,アイザク河 Eisack に面する町,現在はイタリア領(イタリア名 Bolzano),当時はバィエルン太公国領。ブレンナー峠を経てバィエルンとイタリアを結ぶ交通の要衝。パゥルス・ディァコーヌス Paulus Diaconus によれば,既に 680 年にここにはローマが作った城砦があった。

19世紀末、Ranke はカール大帝を「世界史の執行者」と褒め称える⁶⁸⁾。 彼の浩瀚な著作「世界史」の中にタシロ3世も登場する。 Ranke の見地か らすれば、カール大帝に対抗し抵抗を続けるバィエルン太公タシロ3世、ベ ネヴェント太公アリヒス、ランゴバルド国王アーデルヒス等の存在は許され ない69)。「タシロのような太公、自分をヨーロッパの王侯とも感じているよ うな太公が存在していたなら、ドイツの国家統合は決して有り得なかっただ ろう⁷⁰⁾」とまで Ranke はタシロを扱き下ろす。 Ranke のタシロ 3 世像を読 むと「王国年代記"」がその下敷きになっていることが手に取るように分る。 即ち, タシロは, 757 年フランク国王ピピーンに家臣誓約を行ない, 763 年 ピピーンのアキタニア戦役で「戦列離脱」を行ない、781年カールとローマ 教皇から既に為された家臣誓約を忘れないよう厳しく警告され, 787 年カー ルに降伏後、家臣誓約をし、788年カール大帝の赦免を得て死刑を免れ、剃 髪されるマン。 794 年のフランクフルトの王国会議については「王闰年代記」 は、既述のように、一切記していない。同様に Ranke も、僧タシロが最後 に出席したこの王国会議について一言も触れないし, 「王国年代記」 同様, その死についても沈黙する。偉大な世界史学界の重鎮 Ranke によって描か れたこの「タシロ像」が、ドイツにおいても日本においても長い間、「ドイ ツ史」における一般的な「タシロ像」であり続けて来ている、と言っても過

⁶⁸⁾ Leopold von Ranke (*1795-†1886), Karl der Große, in: Weltgeschichte Bd.8, 14. Kapitel, hg. von Horst Michael, Hamburg, o.J. (1928?). S.412. 彼の「世界史」は 1881 年以後の執筆, とされている。彼は 1865 年に von の称号を得ている。

⁶⁹⁾ Ranke, Karl der Große, S.414.

⁷⁰⁾ Ranke, Karl der Große, S.419.

⁷¹⁾ 註 14 にあるように Ranke は「王国年代記」研究者としても知られる。この年代記はロルシュで発見されたとのことで当初「ロルシュ年代記 Annales Laurissenses maiores」と呼ばれたが、Wattenbach-Levison、Geschichtsquellen、S.247 によれば、ランケがこれを「Annales Regni Francorum」と名付けたためそれが先例となって現在の名称が定着・一般化した。

⁷²⁾ Ranke, Karl der Große, S.415–418.

言ではない。

この「タシロ像」に対し、20世紀に入ると、ドイツ法制史及び国制史関 係者から質的に異なる「タシロ像」が対置され出す。これら研究者も基本的 に「王国年代記」のタシロ記述を尊重するが、「王国年代記」に見られな かったタシロ太公及びカール大帝の側面を強調する。例えば Rosenstock は、 タシロも, カール同様, 神の恩寵を受けている人間で, 何の問題も起こさず に,バィエルン太公国を率い,妻リゥトビルクを裏切ることもなく.ローマ 教皇の庇護を受けつつ申し分の無い平和な暮しを営む, と言う73)。 772 年タ シロは子息テーォドにローマ教皇から洗礼を受けさせ, 777 年彼を共治太公 Mitregent に据える。これは「バィエルン部族法典」第 III 章第1項の規定 に沿った処置であるが、この規定のためにカールはバィエルンに手出しがで きない74)。カーロリング家すらこのような規定によってはその王位が保証さ れてはいなかったのである。アルヌルフィング家がフランク王国の宮宰に過 ぎなかった頃,アギロルフィング家はバィエルンで既に国王に等しい権力を 手に入れていた。 古い貴族 (=豪族) の家柄としてアギロルフィング家はア ルヌルフィング家に引けを取らなかった。アギロルフィング家はアレマニア やブルグンドにも有力な縁者を持ち、アギロルフィング家の潜在的な勢力は 侮れなかった。カール大帝がその子息たちにローマ教皇から洗礼を受けさせ るのはタシロに後れること 9 年、781 年である。 カール大帝にとってはアル ヌルフィング家に匹敵する伝統ある名家アギロルフィング家が存在すること 自体が大きな苛立ちであった⁷⁵⁾。カールはタシロの外堀を埋める方策を取る。

⁷³⁾ Eugen Rosenstock, Unser Volksname Deutsch und die Aufhebung des Herzogtums Bayern, in: Wege der Forschung Bd.156, Der Volksname Deutsch, hg. von Hans Eggers 1970, Darmstadt. S.51. この書は註79の書の S. 66, Anm. 172 によれば、1928 年に既に公刊されている (Mitteilungen der Schlesischen Gesellschaft für Volkskunde, hg. von Theodor Siebs, Bd. XXIX, Breslau, 1928)。

⁷⁴⁾ Rosenstock, Unser Volksname Deutsch, S.52.

⁷⁵⁾ Rosenstock, Unser Volksname Deutsch, S.52.

彼は,781 年の子息たちへのローマでの洗礼の機会を,ローマ教皇をタシロ から離反させる手段としても使う⁷⁶⁾。 787 年秋, カールはアゥクスブルクの 王国会議で「バィエルン部族法典」にタシロの手足を縛る新しい規定,バィ エルン太公にとってこの上なく屈辱的な法規定, 所謂「タシロ条項 lex Tassilo | を潜り込ませることに成功する。この「タシロ条項」とは「バィエル ン部族法典. 第 II 章 8a⁷⁷」であり、傲慢で反抗的な太公を破門しその領国 を取り上げることを内容とする78)。バィエルン太公国の南の国ランゴバルド 王国を滅ぼして南接の外堀を埋め、タシロに残った最後の味方であるローマ 教皇をタシロから離反させ、「バィエルン部族法典」に「タシロ条項」を挿 入し、バィエルンの大部分の貴族(=豪族)をカールの手下にし79)、ザクセ ン情勢もほぼ安定を見た今、カールは圧倒的軍事力を誇るフランク軍を背景

⁷⁶⁾ Rosenstock, Unser Volksname Deutsch, S.53.

^{77) 「}バィエルン部族法典第 II 章第 8 項 a l, 「もしその太公領の、 國王が任命した る誰か太公が、無鐵砲または頑冥、または輕率に煽動せられ、或は無恥目つ尊 大, または高慢且つ好戦的にして, 國王の命令を輕視したるときは、「國王の] 贈物たるその太公位を喪失すべく、しかのみならず、彼は天國を望む希望を剝奪 せられたることを知るべく、 救いの力を失ふべし」(「バィエルン部族法典 | 194

⁷⁸⁾ Rosenstock, Unser Volksname Deutsch, S.57-66.「タシロ条項」が「バィエ ルン部族法典」に挿入された時期については研究者間に多くの議論があるが、 787 年か 788 年ということで大体は一致している。Rosenstock は、当時の歴史 状況等から考えて,また,この条項の太公及びバィエルン人に対する侮辱的内容 からして、787年にタシロがレヒ河畔でカールの軍門に降ったとき以外には挿入 時期は考えられない、とする。787年秋にはバィエルンの地アゥクスブルクで王国 会議が開かれていることからも、Rosenstock のこの判断は妥当、とされている。

⁷⁹⁾ Heinrich Mitteis, Lehnrecht und Staatsgewalt - Untersuchungen zur mittelalterlichen Verfassungsgeschichte, 1958, Darmstadt. には次ぎのような 記述が見られる:「タシロ裁判の皮切りはバィエルンのフランク派家臣が務めた。 彼らフランク派のタシロの家臣らは彼らの主人タシロ3世の監督役として機能し た(S.68f.)」及び「この裁判がうまく行ったとすれば、その大部分はこれらフラ ンク派家臣のお蔭であった、とカールは知ったようである。というのも今や、い ずれはフランク王国の権益下に入る王国外部の王侯や家臣にこの政治的託身をさ せ、彼らを支配関係の中に取り込むからである(S.70)」

にタシロに迫る。Rosenstock は言う:「『タシロ条項』は王命に従わぬ太公を威嚇する。788年タシロは王命に従いインゲルハィムに来る。この条項の存在自体がタシロをカールの仕掛けた罠に落とし込む。タシロはこの条項の適用を免れるために為さざるを得ない対応をした。タシロにはインゲルハィムの王国会議から逃れる術は無かった800〕と。Rosenstock はここにカール大帝の支配者としてのエトスを見る。当然のことながら,787年に「タシロ条項」が「バィエルン部族法典」に挿入されたことは「王国年代記」には記述されない。

40年に亙ってバィエルン太公国を治めて来たタシロの人間性にも触れながら、Rosenstock は「平和的人間的タシロ像」を描き出す。しかし 1936年、クラヴィンケルは、Ranke が「タシロ像」を描く際に資料として用いた「王国年代記」における 757年のタシロ関連記述を否定し「冤罪に滅びたタシロ」像を世に公開する。

Krawinkel は、「王国年代記」757年の項でタシロについて述べられていることは作り話 Machwerk⁸¹⁾だ、とする。彼の判断根拠は、「王国年代記」の記述そのものに内在する非論理性、同時代について記述している他の年代記、特に「所謂アィンハルド年代記」との差異、タシロのバィエルン太公国における政治の実態、及び託身についての時代考証、等、に求められよう。託身とは、弱者或いは保護を必要とする人間に対する強者或いは好戦的人間の支配権 Suzeränität の設定である、と彼は定義する⁸²⁾。タシロの託身は、政治的託身の最初の例、また、封土制度と家臣制度の融合した最初の記述例として非常に大きな意義を持つ。しかし「王国年代記」及び「所謂アィンハルド年代記」にある 757年の託身の報告は信頼できない、これはむしろ 788年の裁判を合法化するための捏造ではないか、と彼は推論する⁸³⁾。その理由

⁸⁰⁾ Rosenstock, Unser Volksname Deutsch, S.51.

⁸¹⁾ Krawinkel, Benefizialrecht, S.55.

⁸²⁾ Krawinkel, Benefizialrecht, S.48.

⁸³⁾ Krawinkel, Benefizialrecht, S.51.

は、一つは、タシロに関する情報が両年代記において信憑性を欠くこと、二 つは、この時代の他の政治的託身例の形態及び内容や vassus 或いは vassallus の意味とか用法に関して得られている情報から判断して, である⁸⁴⁾。 そ うしてタシロを巡る客観情勢についても触れ、「タシロは757年に託身をし て家臣になったとされるが、当時、タシロとピピーンの関係には些かの濁り も無く、その必要は無かったし、その後もタシロは787年まで他からの干渉 を受けずに国内統治を行ない、教会関係をも、独自に教会会議を召集したり、 フランク王国と繋がっていると考えられる司教たちを排除するほどに, 完全 に掌握し、法律も制定し、年号も彼の就任年が初年として数えられているほ どに国内を掌握していた85)」等、と述べる。763年の「戦列離脱」について は,757年の託身が事実なら,「王国年代記」の記者は,「戦列離脱」は家臣 としての義務違反である、と書いて然るべきなのに、記者はただ慨嘆するの み。18 年後(781年)にカールも 757 年の「家臣としての義務」をタシロに 思い出させようとはしていない86)。一方、763年の「戦列離脱」の事実関係 について Krawinkel は明言はせずに 「タシロが、 二人のフランク干国の伯 同様,ヴァィファル側に寝返りヴァィファルに加勢したとは到底考えられな いが,脱走という形をとった政治的抗議の性格は『王国年代記』の記述から 仄かに透けて見えてくる87)」と言う。彼は結論として、タシロは757年には、

⁸⁴⁾ Krawinkel は Benefizialrecht, S.55 及び S.57 で vassus 及び vassallus につ いて以下のように述べる――周知のことであるが「託身をして家臣に加わる in vassaticum se commendare」とか「家臣として sicut vassus」という表現は、 これらの単語がこのような意味で使用されている資料例としてはタシロのケース が最古のものであり、フランクの文献を見回しても、最初の「家臣 vassus」は 22年後にやっと文献に登場する。が、これら家臣は低身分の者たちで、部分的 には非自由民も含まれている。同時に留意すべきことは、vassus 及び vassallus という単語が高位の人々を示すようになり始めた時期は8世紀末の数十年間で あったことである。その時期でも政治的託身が家臣拘束を生む、というのは後世 の付足しであり捏造である。

⁸⁵⁾ Krawinkel, Benefizialrecht, S.51.

⁸⁶⁾ Krawinkel, Benefizialrecht, S.52.

⁸⁷⁾ Krawinkel, Benefizialrecht, S.54.

単に修好 amicitias を取り結んだに過ぎないのではないか,と考える。このようにして Krawinkel は,「王国年代記」に記述されている 757 年のタシロの家臣誓約及び託身をフレームアップとし, 757 年を元に 763 年のタシロの「戦列離脱」を死刑相当と判断した 788 年の判決は不当であり, タシロは冤罪により僧院で死ぬ運命に陥った,とする。

バィエルン史畑でも、 Krawinkel と同様に 「タシロ冤罪説」 が導き出さ れる。例えば Classen⁸⁸⁾ は、タシロは 787 年に初めて家臣誓約を行なったの であり、757年には行なっていない、と主張する。Classen が757年にタシ ロが家臣誓約をしていないとする根拠は四つあり、一つは、757年のタシロ の家臣誓約を記述している年代記は「王国年代記」とそれに依拠する「所謂 アィンハルド年代記」のみで、同様に「王国年代記」に依拠しながらもカー ロリング派で平素バィエルンに並々ならぬ関心を示している「メス年代記古 本」は757年のタシロの誓約を誠実誓約とし「王国年代記」の家臣誓約とい う記述を意識的に退けていること, 二つは, タシロを家臣とする記述は, 781 年を含めて,788 年まで一切無いのに対して,787 年のタシロの家臣誓 約は多くの年代記に記載されていること, 三つは,「王闰年代記 」 すら 787. 年の家臣誓約を 757 年の家臣誓約の反復とは述べていないこと、四つは、そ もそも太公が家臣として託身した例はこれまで他の文献資料に記録されてい ないこと,である。そうして Classen は次ぎのように推論する:「タシロが 757年にカーロリング家に誓った誠実は、同盟上の誠実、友好関係における 誠実,従属的誠実,というように多岐に亙る解釈を許す。そこで 788 年の裁 判を経て、王宮筋により、家臣制度という観点からこの誠実誓約に検討が加 えられ、757年にタシロが行なった「誠実」誓約を「家臣」誓約へと解釈変 更をし、763年にタシロによる「戦列離脱」という政治的スキャンダルを法 律上の犯罪として立件可能なように、また「戦列離脱」は無条件的従軍義務

⁸⁸⁾ Peter Classen, Bayern und die politischen Mächte im Zeitalter Karls des Großen und Tassilos III. (1978), in: Ausgewählte Aufsätze von Peter Classen, hg. J. Fleckenstein, 1983, Jan Thorbecke Verlag Sigmaringen. S.243.

に違反するという結論を引き出せるようにした89)」。763年のタシロの「戦列離脱」については Classen はその事実があったことを疑わない80)。彼は、フランクフルトの王国会議での僧タシロは、裁かれる者としてではなく行為する者として、相続の断念を表明する主体として行動した、とし91)、この彼の行動が、788年の裁判を補完すると同時に、バィエルンをフランク王国に組み込まんとするカールの意図を完全に実現させる、とする。Classen は757年の家臣誓約及び託身を否定することにより、Krawinkel 同様、タシロ及びバィエルン太公家アギロルフィング家は冤罪により滅びた、と断定する。1973年、Faußner がカール大帝の支配者としてのエトスを抉り出す92)。Faußner は用語を定義付ける:「財 Besitz は『貸借恩典に基づく iure beneficiali 財』と『私的所有権に基づく iure proprietario 財93)』とに分けられ94)、前者は返還期限の点から『懇請に基づく引渡し Überlassung per precariam』と『貸主及び借人の交替までに限る auf Herrn- und Mannfall 引渡し』とに分けられる。後者の引渡しは、国王・帝国教会・高級貴族を対象に国家財産を

⁸⁹⁾ Classen, Bayern und die politischen Mächte, S.244.

⁹⁰⁾ Classen, Bayern und die politischen Mächte, S.235.

⁹¹⁾ Classen, Bayern und die politischen Mächte, S.245.

⁹²⁾ Hans Constantin Faußner, Die Verfügungsgewalt des deutschen Königs über weltliches Reichsgut im Hochmittelalter, in: Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters, hg. von H.Fuhrmann und H.M.Schaller, 29. Jg., 1973, Böhlau Verlag Köln Wien.

⁹³⁾ Faußner, Verfügungsgewalt, S.355ff. によれば, 私的所有権に基づく財の場合, 誰に売ろうと贈与しようと, 誰と何を交換しようと自由であるが, 一つだけ制約が生まれる。それは外国人に売る場合で, 国権の及ばないところへ財が転移する場合, 管轄部署の許可が必要, というのが中世の制度, 並びに現代社会の通例である。

⁹⁴⁾ Faußner, Verfügungsgewalt, S.347, Anm.3 によれば、これらの財について、従来、前者はLehen (封土)、後者は Allod (完全私有地) とされてきたが、Lehen とか Allod という法概念及び術語は 12 世紀になって初めて現れるものなので、中世初期・盛期を含めて所有制度を論ずる場合にはこれらの術語は適切でない。

引渡す場合で——これがタシロ3世に関わる貸借関係——債務法による貸借契約は存在するが、基本的に文書では確認されない個人的信頼関係に基づく契約である。貸主 Leiheherr と借人 Leihemann との間で契約が成立すると、借人は誠実誓約を行なう。厳かな授与式の後に初めて貸借地 Leihegut が借人の権能へと移行する。この貸借関係は、貸主或いは借人、どちらかの死により終る。貸主が死亡した場合——自発的退職、強制的追放も死と同じ——貸主の交替が生じ貸借契約は解消し、借人は貸主と新たな貸借契約を結ぶ努力をする。借人が死亡した場合——教会からの破門・僧院入り Klostertod も死と同じ——借人の交替が生じ、貸主は貸借地を回収でき利用・保全権も入手できる。死亡した借人の家族員は貸借契約の更新しか要求できない」950。

このように述べて Faußner はタシロ3世の場合についての判断に移る。

「僧院入りの際、タシロ3世からバィエルン太公国が剝奪されたので、あたかも彼の子供も太公国に対してもはや請求権が無いかのように思われるが、中世初期の法によれば、彼の子供たちは自己の自立的な請求権を持つ。この権利は、父から太公国が剝奪されようと、何の侵害も受けない。それどころか父が僧院に追放されたと同時に、子供たちはアギロルフィング家の相続人としてバィエルン太公国の相続を請求できることは『バィエルン部族法典』第 III 章第1項の規定からしても明らかである%。タシロの子供たちが持つ太公国への請求権がこうした根拠に支えられている以上、カール大帝がバィエルン太公国を国庫に回収し、バィエルン問題に決着を付けるためには、タシロの子供たちを抹殺するしかなかったし、妻リゥトビルクをも出家の道に追いやる他になかった」と Faußner は述べ、更に「法は不可侵のものとして尊重されていたので、法は曲げずに、法規範と一致し、かつ、自らの政治的意図の実現を結果するような事実関係が作り上げられた%」と Faußner は言う。「王国年代記」には子息テーォドも剃髪された、と記されてはいる

⁹⁵⁾ Faußner, Verfügungsgewalt, S.347-351.

⁹⁶⁾ 註 54 参照。

⁹⁷⁾ Faußner, Verfügungsgewalt, S.363.

ものの、その処分理由は示されぬままであり、太公妃リットビルクに至って は、その処分理由も処分内容も一切合切何も書かれていない。このように強 引に闇雲に突っ走る結末の付け様が、タシロの子息息女や妻からは彼らの持 つバィエルン太公国への請求権は容易には奪えないことを王宮筋が予感して いたことを、何よりも明白に語っている。特に「バィエルン部族法典」を背 景にこの問題を考える場合、アギロルフィング家から支配権を究極的に奪い 去るためには、アギロルフィング家当主による権利放棄宣言、換言すれば 「バィエルン部族法典」からの脱出宣言,が必要であったのだろう。その点, 794年のカール大帝側の事態解決策は大きな進歩を示し、 見事と言うより他 ない。

Faußner はフランク王国によるバィエルン太公国の併合を法制面から取 り上げ、カール大帝の強烈な支配者エトスを明らかにする。バィエルン太公 国を巡る、Ranke のとは異なるもう一つの「カール像」の誕生である。

Karl Brunner は、1979 年発表の論文⁹⁸⁾の中で、タシロ問題に触れ、「バィ エルン太公タシロ3世が757年コンピエーニュで行なった誓約は、788年以 後に生まれた『王国年代記』の解釈の中で,家臣誓約に変質させられてし まっている。 781 年にカールに対してなされた誓約が封土制の形で考案され 実行された、ということは先ず有り得ない。兎も角タシロ個人としてこの時、 インゴルシュタトとラッタホーフェンの両王宮の返還によって物的拘束を受 けることにはなったのであろう | と述べる。彼は、787年の封誓約=家臣誓 約を前提として過去のすべての誓約が新たな解釈を受けた、との立場に立つ。 「タシロは7年後、22歳の時(筆者補:即ち763年)に、ピピーンの政治的後 見から身を解き放つ⁹⁹⁾」との Brunner の表現から分るように、763 年のタ シロの「戦列離脱」は事実として捉えられているが、「戦列離脱」という表

⁹⁸⁾ Karl Brunner, Oppositionelle Gruppen im Karolingerreich, in: Veröffentlichungen des Instituts der österreichischen Geschichtsforschung, Bd. XXV. 1979. Hermann Böhlaus Nachf. Wien-Köln-Graz. S.58

⁹⁹⁾ Brunner, Oppositionelle Gruppen, S.53.

現を用いることは避けている。「戦列離脱」に関して Brunner は「ずっと以前からタシロはフランク軍の軍規の元に置かれていた。この『ずっと以前から』を強調するために、788 年裁判の際の告発内容として、タシロ太公がフランク国王に対して行なった最初の不当行為、763 年の『戦列離脱』が選ばれた 100 」とする。Brunner は言う:「タシロ3世の伝統は、その後抑圧されないどころか、独自の貴族意識醸成のため、ルートヴィヒ2世ドイツ人王 Ludwig II. der Deutsche (*805-†876) の王国では益々尊重された 101 」

一方、Lothar Kolmer¹⁰²⁾ はその著で、タシロ裁判全体を見通す場合、「『王国年代記』の記述には客観性獲得への努力は見られない。この年代記からは、非常に主観的で大雑把な、年毎に繰り返される虚偽記述からの視点しか得られない。『現実の』事実関係を再構築する場合、『王国年代記』や『所謂アィンハルド年代記』から得られる情報を『篩にかける filtern』ことのできる並行的な伝承が存在しないために、その困難さは深まる¹⁰³⁾」と指摘する。この指摘を踏まえて Becher は並行的年代記を篩に見立て「王国年代記」の記述を「篩にかけ verfiltern」、その著書を完成させた。verfiltern というBecher の発想は Kolmer のこの指摘に端を発するもの、と思われる。このような前置きに続いて Kolmer は、757年にタシロが行なった誓約は家臣誓約ではなく、誠実誓約である、とする。その理由の一つは、787年にもタシロは家臣誓約を行なうが、だとすると、家臣誓約の反復は不自然であること¹⁰⁴⁾、二つは、781年にタシロが王国会議に参加するに当たってカールがタ

¹⁰⁰⁾ Brunner, Oppositionelle Gruppen, S.59.

¹⁰¹⁾ Brunner, Oppositionelle Gruppen, S.120. ルートヴィヒ 2 世ドイツ人王はカール大帝の孫で東フランク王国の国王。彼はドイツ諸地域を支配しその統治者として行動した最初の王(本紀要第 31 号 [2000 年 9 月] 所載の筆者による「マジャール人と中世前期のバィエルン」4 ページ以下参照)。

¹⁰²⁾ Lothar Kolmer, Zur Kommendation und Absetzung Tassilos III., in: Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte, Bd.43, Heft 2, 1980, C.H. Beck.

¹⁰³⁾ Kolmer, Kommendation, S.294.

¹⁰⁴⁾ Kolmer, Kommendation, S.297f.

シロの身の安全保障のためにタシロに人質を提供するが、もし 757 年にタシ ロがカールの家臣になっているなら、781年のカールのこの措置は不要な筈 である105),というものである。ここまでは上述の論者たちと大枠において 一致し「王国年代記」の記述に信を置くことはしない。しかし、この後、 Kolmer はその俗物ぶりを発揮する。彼は「戦列離脱」の法議論に入るが、 彼がタシロによる「戦列離脱」があったと推定するかどうかについては一切 明言しない。が,彼の論調からして「戦列離脱」を事実と見なしていること は明らかである。Kolmer は 757 年当時の「誠実誓約の文言は我々には分ら ない」と言いながら,彼は,タシロの行なった誠実誓約の内容を「802 年の カールの王令が示すように、誠実誓約は、国王の存命期間に限定されるもの でなく,その内容も,敵を国内に呼び込んだり『他人の不誠実に同調しそれ を黙秘したり』 することを禁じているだけではない¹⁰⁶⁾」 と捉える。 そして 彼は言う:「タシロの起訴及びそれから出て来た判決は異常でも何でもない。 日常的判決の枠内のものでしかない。誠実義務とそれから生ずる様々な義務 は決まっている。それは習慣法になっている。全体的に見れば、誠実の上に 社会秩序,当時の『国家』は成立していたのであり,不誠実はこの支配秩序 を揺るがすものだった¹⁰⁷⁾ | とする。802 年を根拠に 757 年の「誠実」誓約に 遡及して 788 年の裁判を「日常的な判決」として正当化するこのような Kolmer の論法こそ、「王国年代記」の記述を貫く思考方法、788年から757 年を再構成しそれに沿って過去の事象に解釈の変更を加える論述態度と将に 同根,と言わざるを得ない。Ranke の「タシロ像」の復活である。

以上、タシロ裁判を中心に、この問題に深く関わった研究者たちの立論を 紹介した。以下で,フランク王国とバィエルン太公国との対立の原因,及び 決定的対立に至った動因を見て行きたい。

¹⁰⁵⁾ Kolmer, Kommendation, S.305.

¹⁰⁶⁾ Kolmer, Kommendation, S.300. 同書 S.315 で Kolmer は、 リットビルクの 罪が「他人の不誠実への同調・黙秘」にある、と明言している。

¹⁰⁷⁾ Kolmer, Kommendation, S.324.

先ず、フランク王国を背景に置きつつバィエルンの歴史を概括することに する。Störmer は言う¹⁰⁸⁾:「メーロヴィング王国の西の王国部分ではアギ ロルフィング一族の『フランクの家系』が大きな役割を果たし、このフラン ク系アギロルフィング一族は、バィエルン系及びランゴバルド系一族と並ん で、フランク王国で最高の豪族層に属した。バィエルン系アギロルフィング 一族にとってはライン系及びライン東岸系縁戚関係がずっと重要で、7世紀 初期に既にモーゼル河域でアギロルフィング一族とされる二人の豪族.巨富 と傲慢のために非難されたクロードァルド Chrodoald とその子息ファラ Fara, の名が挙がっている。 7, 8世紀においては中部ライン地域がアギロ ルフィング一族の中心地と考えられ、ここでは早くからゲーロルディング家 Geroldinger がアギロルフィング家と非常に近い縁戚関係を結んでいた。 ティーリンゲン系東フランクの太公へデン Heden もアギロルフィング家と 姻戚関係にあったらしい。更に重要なのは,少なくとも8世紀にはアレマニ ア太公も,外戚関係から見るなら,同様にアギロルフィング一族だったこと であり,オーディロ太公はこのシュヴァーベン Schwaben(=アレマニア)系 の出である。ドナウ上流のバーレン Baaren 地域のアラホルフィング家 Alaholfinger でもアギロルフ Agilolf という名に出遭う。強大で非常に古いこの 一族は,バィエルンのアギロルフィング家,アレマニア太公一族及びゲーロ ルディング家とも非常に近い姻戚関係を持っていた。後の歴史にとって決定 的に重要なことは、アギロルフィング家一統が、アルプス地域とアルプス前 縁地とをコントロールする二つの相隣り合う太公領を擁していたことであ るし

一方, Erich Zöllner¹⁰⁹⁾ によれば、バィエルン太公タシロ3世の実家アギ

¹⁰⁸⁾ Wilhelm Störmer, Die Agilolfinger im politischen Kräftefeld vom 6. bis
8. Jahrhundert, in: Baiernzeit in Oberösterreich, Oberösterreichisches Landesmuseum, Katalog Nr. 96, 1977, Linz. S.6f.

¹⁰⁹⁾ Erich Zöllner, Die Herkunft der Agilulfinger, in: Wege der Forschung, Bd.LX, Zur Geschichte der Bayern, hrsg. von Karl Bosl, 1965, Darmstadt. S. 133.

ルルフィング家 Agilulfinger (=アギロルフィング家) は、ブルグンドの貴族 の家系で、王家の血統をひいている可能性すらあり、バィエルンとシュ ヴァーベンの太公を出している名家である。736年頃,アレマニア系アギル ルフィング家の一人,アレマニア太公ゴットフリード Gottfried の子息オー ディロ Odilo, がバィエルン太公位を継ぐ。と言うのも、彼の前任者フグベ ルト Hugbert 或いは Hucbert に男系子孫が居なかったからである。このオー ディロとヒルトルードとの間に生まれたのがタシロ3世であるので、タシロ はシュヴァーベン系とバィエルン系のアギルルフィング家の跡取り、である。 このようなアギルルフィング家一統の広大な地域への浸透,その保有する政 治力から判断するならば,アギルルフィング家の勢力はカーロリング家のそ れを上回っていた、と言っても過言では無かろう。

Friedrich Prinz¹¹⁰⁾ によれば、バィエルン及びアレマニアの8世紀におけ るキーポイントとなる年は疑いも無く 743 年である。 741 年にカール・マル テルが死去した後、既に国王同然に支配権を行使していたカーロリング家宮 宰ピピーンに対する叛乱が743年にアレマニアで起こる。バィエルンでも オーディロ太公と二人の義兄弟(カール及びカールマンの両宮宰)の間に戦い が始まる。オーディロは教皇の後ろ盾を得る。教皇としてもキリスト教界の トップとしてカーロリング家の野蛮な侵略行為を座視できなくなったためで あろう, 教皇は特使セルギゥス Sergius を派遣し, 両宮宰にバィエルン攻撃 を止めるよう説得に当たらせようとする。 オーディロはその他の部族 (ザク セン人・アレマニア人・スラヴ人・アキタニア太公フノァルド Hunoald 等)の支援 も受けたが、打ち負かされる。アレマニアでの戦いは746年の「カンシュタ トの血の惨劇 Blutbad von Cannstatt」で結末を迎え,アレマニア太公国は消 滅する。この戦闘に際して時のアレマニア太公テゥデバルド Theudebald と バィエルン太公オーディロは手に手を携えて行動する (Erich Zöllnerにより

¹¹⁰⁾ Friedrich Prinz, Zur Herrschaftsstruktur Bayerns und Alemanniens im 8. Jahrhundert, in: Blätter für deutsche Landesgeschichte, hg. von Otto Renkhoff, 102. Jg., 1966, Wiesbaden, S.11.

両太公は兄弟と推定される***)。この戦いはアレマニア並びにバィエルン対フ ランク王国の戦いではあるが、実質は、アギロルフィング家対カーロリング 家の戦いであった。750年以後,地下納骨堂に置かれた聖人及び殉教者の聖 遺物がアルプス北部領域に流入するい。フランク国王周辺の豪族がこれら 聖遺物を運び込む。メス司教クローデガング Chrodegang von Metz はローマ から 60 年代に聖ゴルゴニゥス Gorgonius の遺体をゴルツェ Gorze 僧院に運 び、 バィエルンの一豪族フォジ家 Huosier の僧院シャーニツ=シュレードル フ Scharnitz-Schlehdorf は、フランクの典型的保護聖人ディォニージゥスの 他,ローマの聖人テルトゥリーン Terutullin をその保護聖人に加える。シェ フトラン Schäftlarn 僧院は、サンドニに倣って、ディォニージゥス、ルス ティクス、エレゥテーリゥスの三聖人をその保護聖人とする。バィエルンに とって非常に特徴的なことは、これら保護聖人の輸入は 788 年まではイン Inn 河上流,ザルツァハ Salzach 河とレヒ Lech 河間の地域,の豪族の僧院, つまり太公が殆ど勢力を持たない地域に限定されることで、イニヒェン Innichen (保護聖人 St. Candidus) とザンクト・ペルテン St. Pölten (保護聖人 Hypollitus) はその例外である。このような事実からも、バィエルンが二つの 根本的に分かれた祭祀的・支配的領域から成り立っていたことが分る。考古学 的に見ても, バィエルン西部 (ポリング Polling, パフェンホーフェン Pfaffenhofen, アゥクスブルク Augsburg 等)では輸入品やフランクの芸術品などが豊か に収められた墓が発掘されるが、下バィエルンやエンス Enns 河域、即ち、 アギロルフィング家統治の中核地帯からはそのような遺跡は殆ど検出されな い。このことは、バィエルン西部では強力なフランク派豪族が存在したため、 彼らは豊かな副葬品を墓所に収められたが、バィエルン東部では太公権力が 飛び抜けて強大であったため,政治力を持った,豊かな豪族が生まれなかっ たことを示す。バィエルン豪族がバィエルン西部に集中していた事実は、 757 年以後及び 788 年の裁判の流れを見る上でも重要な要素である。 そうし

¹¹¹⁾ Zöllner, Herkunft der Agilulfinger, S.127.

¹¹²⁾ Prinz, Herrschaftsstruktur, S.18ff.

て Prinz は言う¹¹³⁾:「バィエルン西部では,太公僧院が真珠のネックレスの ように連なっているのに気付く (Rattenberg 近郊の Radfeld, Kundl, Brixlegg, Bichlwang, Ebbs, Kufstein 近郊の Erl)。 この太公教会の西方には太公の所領 は無い。有るのはテーゲルンゼー Tegernsee やシュリーァゼー Schliersee 等 のバィエルン西部の豪族の僧院である。このことから、イン河沿いの太公僧 院のこの連なりは一種のアギロルフィング派の防衛のための教会組織、即ち、 バィエルン西部のフランク派豪族に対する太公側の国内境界線、と考えても、 誤りは無かろう」。このようなバィエルン太公国の持つ二極性も,タシロ3 世の対フランク王国政策を複雑にした大きな原因である。

748年、オーディロ太公が死去した時、嘗てローマ属州であった内陸ノリ クム Binnennoricum に根付いたスロヴェニア系のカランタニア人 slowenische Karantanen が、攻撃してくるアヴァール人から自らの国家を守るため、 隣人であるバィエルンに支援を要請してくる。バィエルン人はこの時,積極 的に救援する。その後、オーディロはカランタニア人を一種の保護的支配の 下に置いた、ともされる114)。この活動が、ザルツブルクの行なう宣教や東 部アルプス地域の政治的併合に道を開くきっかけとなる。

768年、カーロリング家初代国王ピピーンが死去する。若いカーロリング 朝の最初にして最大の危機に直面して,王国官房は,新しい王朝の一時的な 弱みを覆い隠すため、国王の称号に「神の恩寵 gratia Dei」という言葉を付 け加える「115」。アキタニアはカールとカールマンにより征服されるものの、 この戦いをきっかけに両兄弟間の確執が顕在化する。その暴発を防止しフラ ンク王国を防衛せんとして、彼らの母親で元王妃ベルトラーダ (=ベルタ) がフランク王国に敵対的な諸国と交渉を行なう。彼女はバィエルンにタシロ を訪ねその支援を要請し、その後ランゴバルド国王デジデーリゥスの許に行 き,最後にローマに赴く。タシロは,ベルトラーダの使者でフルダの僧ス

¹¹³⁾ Prinz, Herrschaftsstruktur, S.21.

¹¹⁴⁾ Störmer, Agilolfinger, S.3.

¹¹⁵⁾ Wolfram, Fürstentum, S.164.

トゥルム Sturm von Fulda を通して、 暗黙の了解として、 フランク王国に バィエルン太公国の主体性を容認させた116)、との情報を得る。770年頃、ベ ルトラーダはランゴバルド王女をカールの妻にすることに成功する。タシロ もランゴバルド王国を訪れこれに力を貸していた。バィエルンの「フランク 派」は、ピピーンの死去により、外交上の支えを失う。カールは権力基盤の 弱体化を認識せざるを得ない。このようなカールの弱点が王妃ベルトラーダ の外交活動を許した, と言える。 しかしカールマンが 771 年 12 月に死去す ると、情勢は一転する。即ち、カールとデジデーリッスの間の同盟は、フラ ンク王国がカールマンとカールに分割支配され、更にカールマンが、父ピ ピーン同様、反ランゴバルド政策を追及していたために、成立していた。 カールマンが死ぬと、カールはその領土を遺児に渡さず乗っ取ってしまう。 カールを怖れたカールマンの妻子はランゴバルド国王デジデーリゥスの許に |逃げる。「諸王の父 | 及びヨーロッパの仲裁者としてのデジデーリッスの地 位は、カールによるフランク王国の統一により、カールが彼の女婿であって も、強く脅かされた。そこでデジデーリゥスは、フランク王国にその二元性 を維持させんとし、772年、ラヴェンナ太守領 Exarchat とペンタポリス Pentapolis¹¹⁷⁾ に再び攻撃をかけ、ローマに迫り¹¹⁸⁾、教皇ハドリアーヌス1 世に,カールマンの子息たちにフランク国王への塗油を行なうよう要求する。 これは甚だしくカールの不快を買う。カールはデジデーリッスとの同盟を破

¹¹⁶⁾ Benno Hubensteiner, Bayerische Geschichte, Staat und Volk, Kunst und Kultur, 10.Aufl., 1997, Ludwig Verlag München. S.41. 同時に Reindel, Politische Geschichte, S.173 の記述「タシロは、僧ストゥルムの仲介協定で、何らかの拘束を負った可能性も当然考えられる」も考慮しなければならない。

¹¹⁷⁾ 初期中世の Pentapolis とは、イタリアの Ariminum (現 Rimini), Pisaurum (現 Pesaro), Fanum (現 Fano), Sena Gallica (現 Senigallia), Ancona の 5 都市を言う。

¹¹⁸⁾ Heinrich Löwe, Deutschland im fränkischen Reich, in: Gebhardt, Handbuch der Deutschen Geschichte, 9., neu bearbeit. Aufl. hg. von H. Grundmann, Bd.1, erster unveränderter Nachdruck, 1973, Union Verlag Stuttgart. S.170.

乗、その息女である妻をその実家デジデーリゥスの許に送り帰す¹¹⁹⁾。ハドリアーヌスはランゴバルドからの保護をビザンツ帝国に求めるが無駄に終り、カールに救援要請をする。カールは地盤沈下を取り戻すためこれをきっかけに一気に攻勢に出る。773年夏、ランゴバルド戦役を開始、パヴィァを長期間包囲した後、774年6月、デジデーリゥスを降伏させる。この間、タシロは微動だにしない。舅を見殺しにする。カールはランゴバルド王位に即く。Störmer はこの流れを「新たなカーロリング=ローマの権力構造はランゴバルド王国を速やかに崩壊させ、これによりタシロは遂に完全な孤立に追い込まれる」と総括する¹²⁰⁾。

一方、タシロを巡る情勢はどうか。769年、ボーツェンに多数のバィエルン貴族が参集し、イニヒェン僧院の創立を祝う。772年、タシロはその権勢の最頂点に立つ。デジデーリゥスを通してバィエルン太公国・フランク王国・ランゴバルド王国が同盟関係に入り、フランク軍の総帥カールは彼の義兄弟になる。その上、彼の幼い子息テーォドは聖霊降臨祭にローマでハドリアーヌス1世から洗礼を受け塗油される。テーォドは、王子でもカーロリング家公子でもなくして塗油の秘蹟を授けられた最初の公子となる。テーォドの塗油は、カールの子息ピピーンとルートヴィヒの国王塗油に先んずること9年であった。以後タシロとハドリアーヌス1世の間に実父と代父 compaterの関係が生まれる。タシロはハドリアーヌスを自分の保護者ともカールとの仲介役とも考える。

同じ772年,タシロ3世は大きな戦果を挙げる。彼はカランタニア人の国家内の異教徒暴動を制圧したのである。これを「ザルツブルク大年代記 Annales Juvavenses maximi」は,同年のカールによるザクセン人のイルミーン

¹¹⁹⁾ Wolfram, Fürstentum, S.166.

¹²⁰⁾ Störmer, Agilolfinger, S.5.

¹²¹⁾ Löwe, Deutschland, S.171 によれば、 ザクセン人の崇拝する Irminsul は彼らの部族支配の柱であり象徴であり、部族の政治的、宗教=祭祀的秩序と密接に結び付けられていた。

ズル $^{121)}$ 破壊に匹敵する快挙,と称え,タシロはキリスト教世界における最高の支配者の一人 $^{122)}$,コンスタンティン大帝 Constantinus der Große の再来,と称えられる。Prinz は言う:「『名誉に溢れ限り無く傑出せる高貴なるバィエルン太公タシロ Gloriosissimus atque praecellentissimus Tassilo dux Baiuvariorum vir inluster』という称号をこの頃タシロは自らに与える。これは将に度肝を抜かれる称号で,欠けているのは『国王 rex』という単語だけである $^{123)}$ 」。774年,デジデーリゥスがカールの軍門に屈する一方で,767年に始まったザルツブルクのルーペルト教会 Rupertikirche が完成,バィエルン教区の首都教会が出来上がる。777年にはカランタニア国内の異教徒の鎮圧後に準備されたクレムスミュンスター僧院が建立される 124 。

カールがザクセンを征服しランゴバルド王位に即位した時、タシロは、既にはっきりと頰に冷たい風を感じていた。カールは、ポー平原の北に隣接し、アルプスの重要な峠道を押さえ、完全な独立を享受しているバィエルンを既に次ぎの攻撃目標に定めていた。778年、バィエルン軍はアキタニアからスペイン方面へのフランク軍の作戦に参加するが、カールは既定戦略に従って行動する。780年末、カールはローマを訪れ教皇と会談、タシロ3世に共同対処することを教皇と約定し、デジデーリゥスに続いて、最後の同盟者であるローマ教皇をタシロから奪い去る。タシロは、歴代のバィエルン太公が享受していたローマ教皇との伝統的な友好関係、また彼とハドリアーヌス教皇との間に築いた実父と代父の関係、を失ってしまう。その決定的原因は「安全保障を必要としていたローマ教皇にすれば、統一されたフランク王国支配者の持つ軍事力をバィエルン太公タシロのそれと比べたとき、タシロの軍事

¹²²⁾ Wolfram, Salzburg Bayern Österreich, S.283, Anm.492.

¹²³⁾ Friedrich Prinz, Herzog Tassilos Glück und Ende, in: Bayernspiegel, Nov./Dez. 1988/Nr.6. S.5. 尚, これとほぼ同じ論文が以下のように発表されている一Friedrich Prinz, Herzog Tassilos Glück und Ende - Bayerns Weg ins Karolingerreich, in: Lech-Isar-Land, hg. vom Heimatverband Lech-Isar-Land, 1999, Wilheim i. OB.

¹²⁴⁾ Reindel, Politische Geschichte, S.173 u. 209.

力が遙かに劣っていたから¹²⁵⁾」である。「王国年代記」によれば、 781 年 4 月,復活祭をカールはローマで過ごし,教皇は彼の二人の子息ピピーンと ルートヴィヒに洗礼・塗油を授ける。カールがフランキアに帰国した後、教 皇とカールはタシロの許に使者を送る、となっている。何を根拠にタシロを ヴォルムスに出頭させたかは、明示されていない。 Wolfram は「若干の信 憑性があるのが、カールが提起した『タシロは反カールだ、カールの敵であ るザクセン人・スラヴ人・アヴァール人と結託した』という非難126)がその 根拠であろう」とする。カールと教皇の統一行動にタシロも抗する術がない。 784年、カールとタシロの間に初めて熱い戦争が起こる。トリエント Trient のフランク系ランゴバルド伯がバィエルン南部国境地域,南ティロー ルのボーツェン,ヴィンチガゥ Vintschgau 周辺に侵入したのである。その きっかけは Wolfram によれば「ランゴバルド国王リットプランドは嘗て エッチュ河谷をその支配下に置いていたが,リゥトビルクがタシロの許に嫁 すとき、それを持参金として彼女に渡した。トリエント伯がそれを奪還しよ うとして¹²⁷⁾」起こった戦争であった。Rosenstock によれば「ブレンナー街 道でカールの士官たちとタシロの軍隊の間で国境紛争が起こった。カールの 士官たちが南方から嘗ての国境を取り戻そうとしたのである¹²⁸⁾ [。この 40 年間絶えて無かったフランク王国とバィエルン太公国との間の血まみれの衝 突129)であった。その後の戦闘の様子については何の報告もないが、この軍 事衝突はタシロに衝撃を与える。Reindel¹³⁰⁾ によれば「タシロは,カール がタシロに対して決定的打撃を与える準備をしている、と確信したに違いな かった」。

¹²⁵⁾ Wolfram, Fürstentum, S.171.

¹²⁶⁾ Herwig Wolfram, Die Geburt Mitteleuropas, Geschichte Österreichs vor seiner Entstehung, 1987, Verlag Kremayr & Scheriau, Wien. S.103.

¹²⁷⁾ Wolfram, Die Geburt Mitteleuropas, S.103.

¹²⁸⁾ Rosenstock, Unser Volksname, S.55f.

¹²⁹⁾ Störmer, Agilolfinger, S.10.

¹³⁰⁾ Reindel, Politische Geschichte, S.174.

この血腥い国境紛争は Ranke の注目するところともなる。 彼は「年代記にはエッチュ地域でのフランク人に対するバィエルン人の戦いすら述べられる。これは双方にとって耐え難い状態である。 787 年バィエルン太公は, 教皇の執り成しの元でカールと充分に話合うために,二人の高位聖職者をローマに送り出した¹³¹⁾」と記す。 781 年にはカールがタシロの許に使者を派遣したが, 787 年はカールは悠然とタシロの反応を待ち受ける。 ローマ教皇との会談結果は,既に述べたように, 787 年, フランク軍による三方からのバィエルン大襲撃を惹き起こし,バィエルン太公国は滅亡への坂道を転がり落ちて行く。

以上のことから明らかなように、784年は、カーロリング家とアギロルフィング家間の従来の内部矛盾が敵対矛盾に決定的に転化した時点、と把握してよかろう。「王国年代記」の記述に幻惑されると、アギロルフィング家消滅に至る中世初期のバィエルン史の実像を見失う可能性が非常に高い。このことは過去の研究状況から見て明らかである。中世バィエルン史研究を的を射たものにするためにも、より生産的にするためにも、Becher による784年の位置付け提言¹³²⁾を真剣に受け止める必要があるのではあるまいか。

おわりに

「支配者のエトス」と言う場合の「エトス Ethos」の訳語の問題である。「心理」と訳すと少し弱い。「情念」は如何にもおどろおどろしい。その「おどろおどろしさ」がカール大帝の場合には、彼の支配者としての在りようから観ると、将にぴったりしているのかも知れない。「支配者のエトス」と言う場合のエトスの一般的訳語としては、この両者を足して二で割って出て来

¹³¹⁾ Ranke, Karl der Große, S.416. 前半部のドイツ文は In den Annalen wird sogar ein Kampf der Bajoarier gegen die Franken im Etschgebiet erwähnt,

¹³²⁾ Becher S.58, 本稿 25 ページ参照。

る「心情」くらいが妥当か。しかし古来、民衆は、大抵、支配者に裏切られ るとしたもの。支配者の心と支配者以外の人心は別のところに在るのだ。と すると、支配者のエトス、と言うときの「エトス」には「真情」という訳語 を当てるのが最適とも思える。中らずと雖も遠からず、か。 〈完〉

本稿はミュンヒェン大学バィエルン史研究所所長 Prof. Dr. Walter Ziegler 氏の ご好意と同研究所の便宜提供を受けて成立したものである。ここに特記して感謝 の意を表したい。 また本稿で扱われた Matthias Becher の著書の存在を小生に 教示されたエアランゲン大学文学部助手 Dr. Andreas Otto Weber 氏にも厚く お礼を申し上げる。

2000年11月13日 ミュンヒェンにて